

1 社会環境と子ども・若者

(1) 子ども・若者をとり巻く社会環境

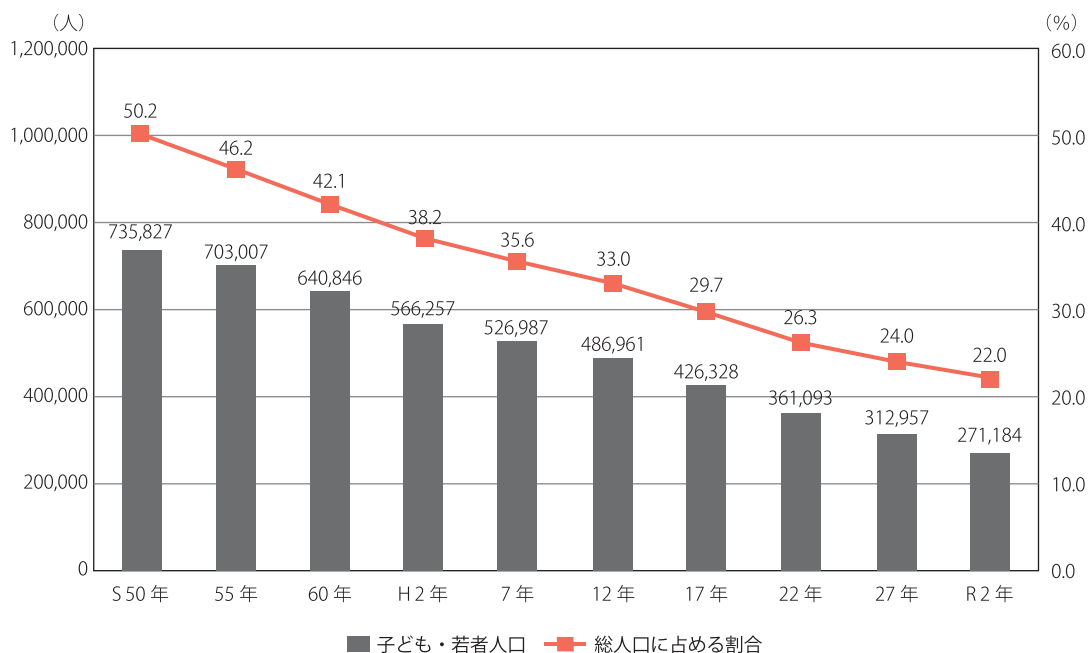
① 子ども・若者人口の推移

総務省の「国勢調査」(令和2年)によると、令和2年10月1日現在の青森県の総人口は、123万8千人となっており、このうち、子ども・若者(0～30歳未満)人口は約27万1千人で、総人口の約22%を占めています。

子ども・若者人口はほぼ一貫して減少しており、総人口に占める子ども・若者の割合も、昭和55年の国勢調査で初めて50%を下回り、その後も低下を続けています。【図1】

この状況は、出生率の低下、平均寿命の伸長などに起因しますが、加えて、大学への進学や就職などによる子ども・若者の県外流出も要因の一つとなっています。

図1 子ども・若者人口及び割合の推移(青森県)



資料：総務省「国勢調査」(令和2年)

② 少子化・核家族化の進行

厚生労働省の「人口動態統計」によると、本県における令和3年の出生数は6,513人で、前年の6,837人を下回り、全国の状況と同様に出生数は減少傾向にあります。

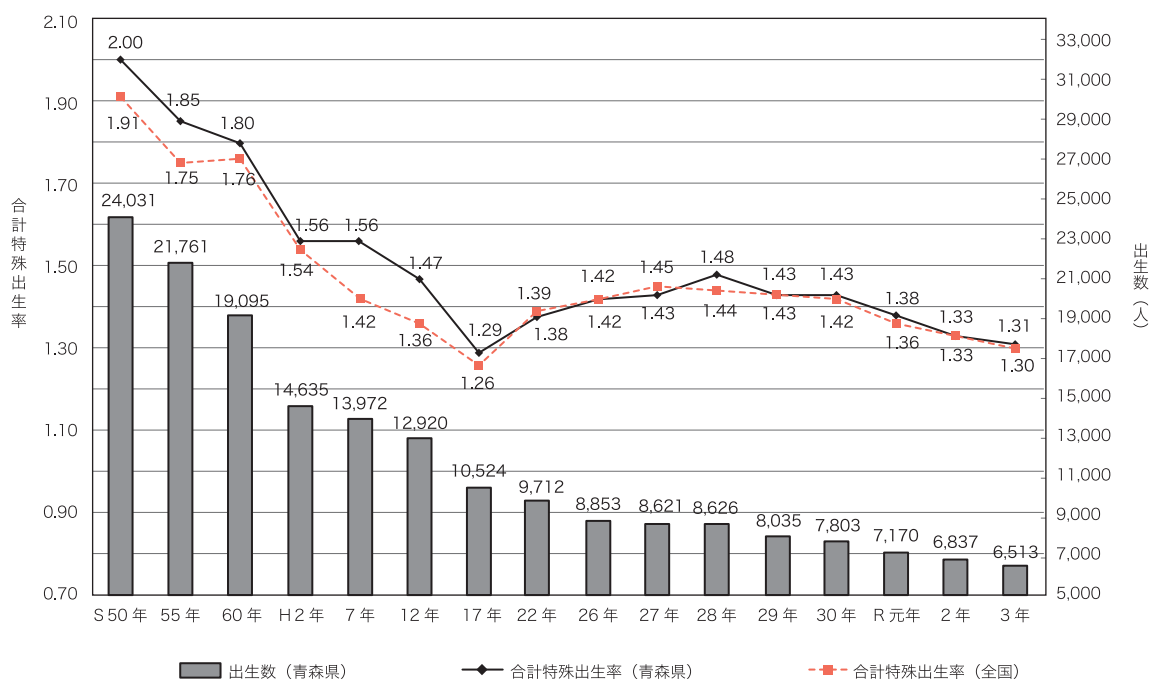
また、令和3年の合計特殊出生率（15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した数値で、一人の女性が一生の間に産むと推定される子どもの数の平均）は、全国平均より0.01ポイント多い1.31となっていますが、人口が増えも減りもしない状態を維持するために必要な合計特殊出生率の水準（人口置換水準：2.07程度）を大きく下回っています。【図2】

更に、全国の状況として、児童のいる世帯に占める核家族世帯の割合は上昇の傾向にあり、逆に三世帯世帯の割合は減少の傾向にあります。【図3】

このような状況から、核家族世帯では、子育て・教育に自らの父母等の助力を得ることが難しくなっており、特にひとり親家庭にあっては、配偶者の助力もなく、より負担感を高め、孤立感を深めやすくなっています。

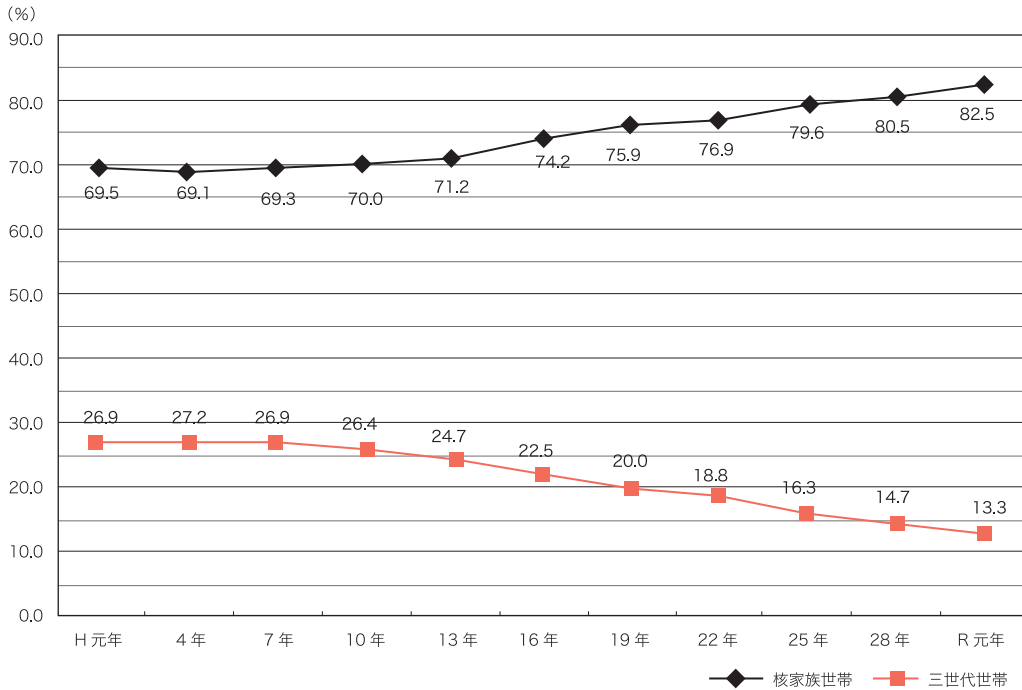
加えて、本来健やかに生まれ、成長・活躍の機会を存分に与えられるべき子ども・若者が、父母や他の家族等の介護が必要になった場合には、ケアを十分に受けられず、更には、介護者（ヤングケアラー等）とならざるを得ない状況も見受けられます。

図2 出生数と合計特殊出生率の推移（青森県・全国）



資料：厚生労働省「人口動態統計」（令和3年）

図3 児童のいる世帯に占める核家族世帯、三世帯世帯の割合（全国）



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」（令和元年）

③ 情報化社会の進展

総務省の「通信利用動向調査」（令和3年）によると、全国におけるインターネットの人口普及率は82.9%となっています。【図4】

青森県の「青少年の意識に関する調査」（令和2年度）によると、自分専用の携帯電話・スマートフォンを所持している本県の児童生徒の割合は、小学生で94.1%、中学生で95.3%、高校生では99.8%となっています。【図5】

同調査によると、インターネットにつながる機器の使用時間について、2時間から5時間以上の階層の合計で見た場合、平成30年度から令和2年度にかけて、小学生では37.4%から47.8%に10.4ポイント増加しているのに対し、中学生では51.5%から変化がなく、高校生では71.1%から74.8%に3.7ポイント増加するにとどまっております。使用目的は、平成30年度から令和2年度にかけて減少してはいるものの、依然8割以上が「ゲームをする」を挙げています。【図6】【図7】

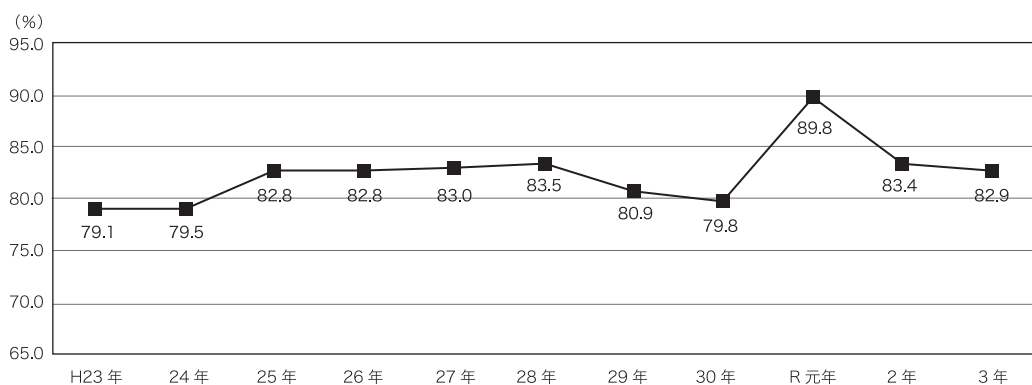
また、警察庁の発表（令和4年3月）によると、令和3年にSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）に起因する事犯の被害に遭った児童は1,812人で、過去最多となった令和元年を除き、横ばい傾向が続いています。【図8】

外出自粛を余儀なくされたコロナ禍は、インターネットの重要性を更に強く認識させました。インターネットは、生活の利便性を向上させるとともに、新たな産業などを創造することが期待される反面、子ども・若者のインターネット利用時間は年々増加し、低年齢化やゲーム依存の問題が顕在化しています。違法で、青少年の健全な育成にとって有害な情報や虚偽情

報があふれており、利用方法によっては、青少年がSNSに起因する犯罪の被害者や、誹謗・中傷、いじめ等、加害者となるおそれがあります。

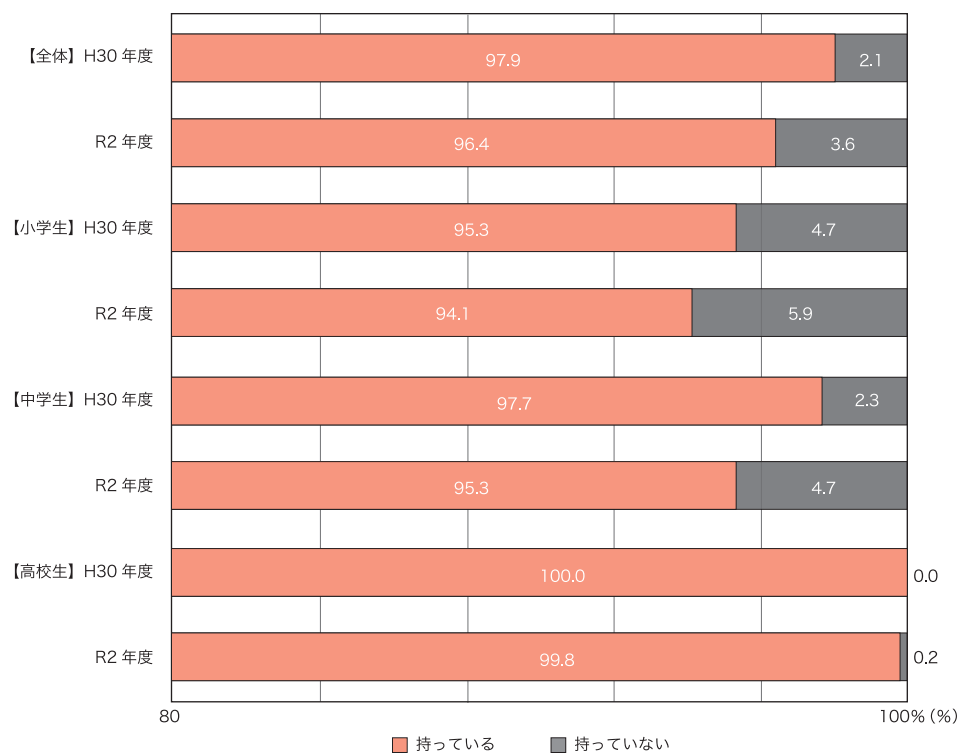
このことから、多様化・複雑化する子ども・若者の個々の状況に応じて、家庭・学校・地域の連携により、社会全体で青少年を有害環境から守る取組を推進していくとともに、次代を担う子ども・若者をバランスよく育成していくことが求められています。

図4 インターネット人口普及率の推移（個人・全国）



資料：総務省「通信利用動向調査」（令和3年）

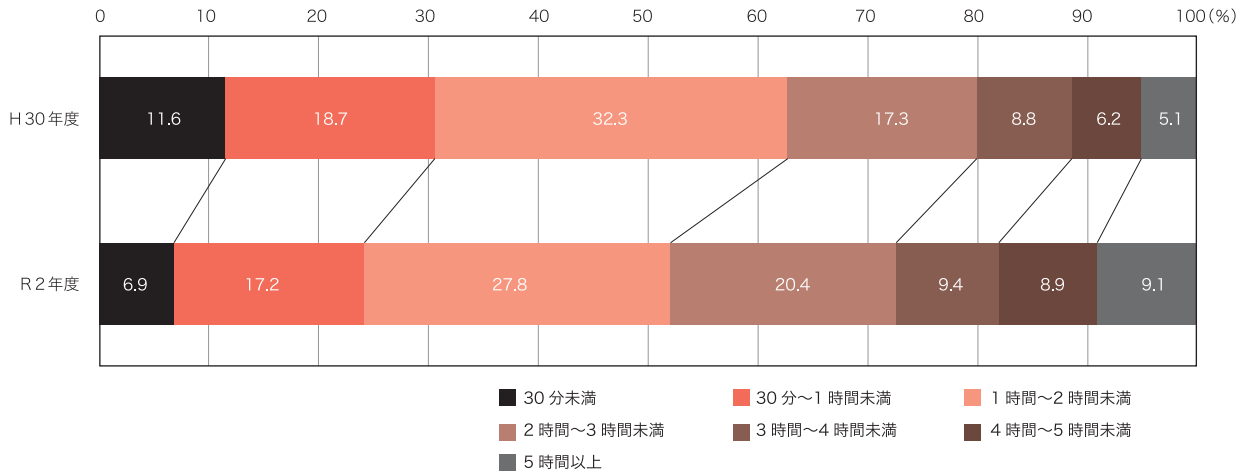
図5 自分専用の携帯電話・スマートフォンを所持している児童生徒の割合（青森県）



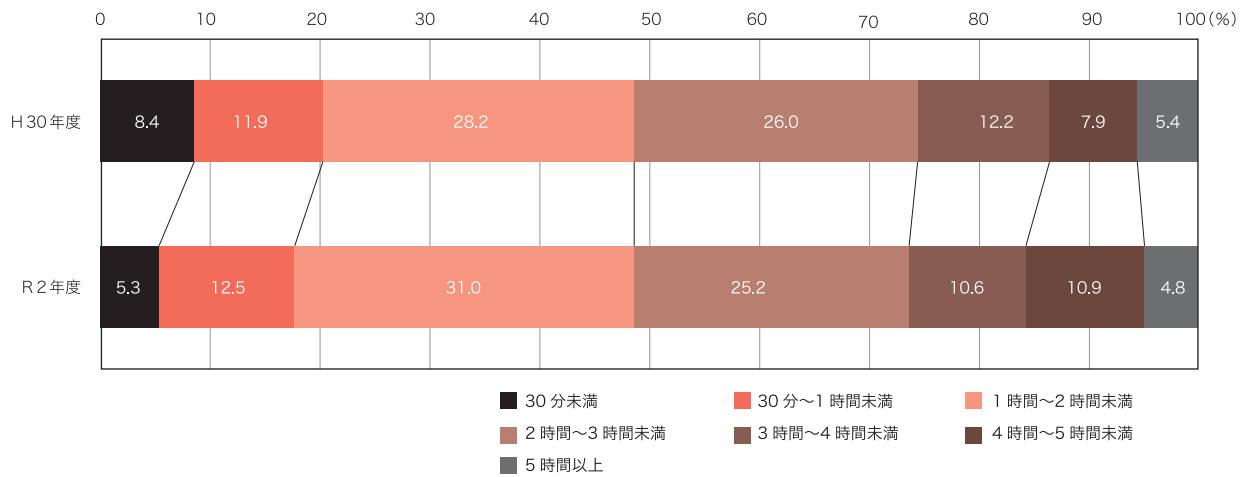
資料：青森県青少年・男女共同参画課「青少年の意識に関する調査」（令和2年度）

図6 インターネットにつながる機器の使用時間（青森県）

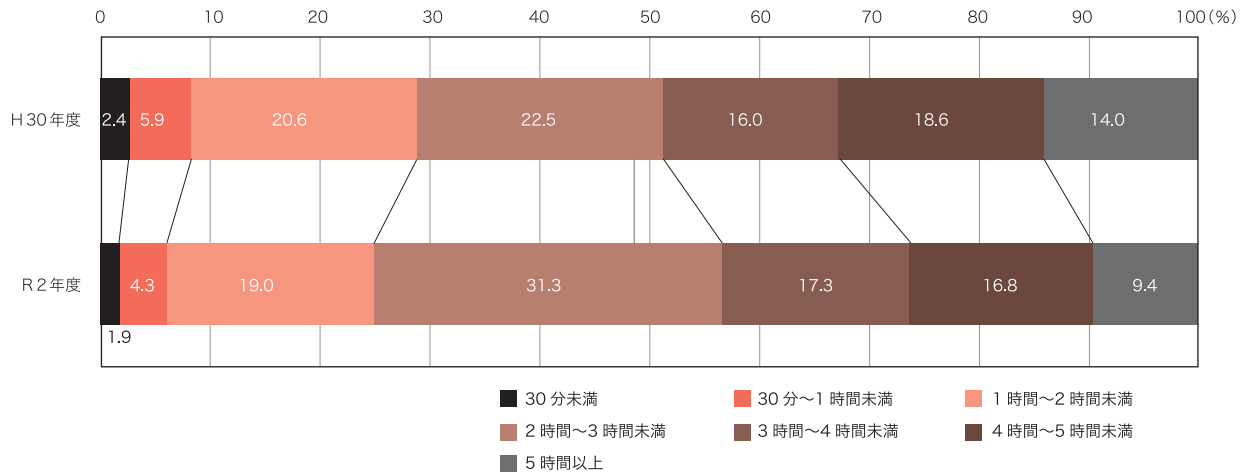
【小学校】



【中学生】

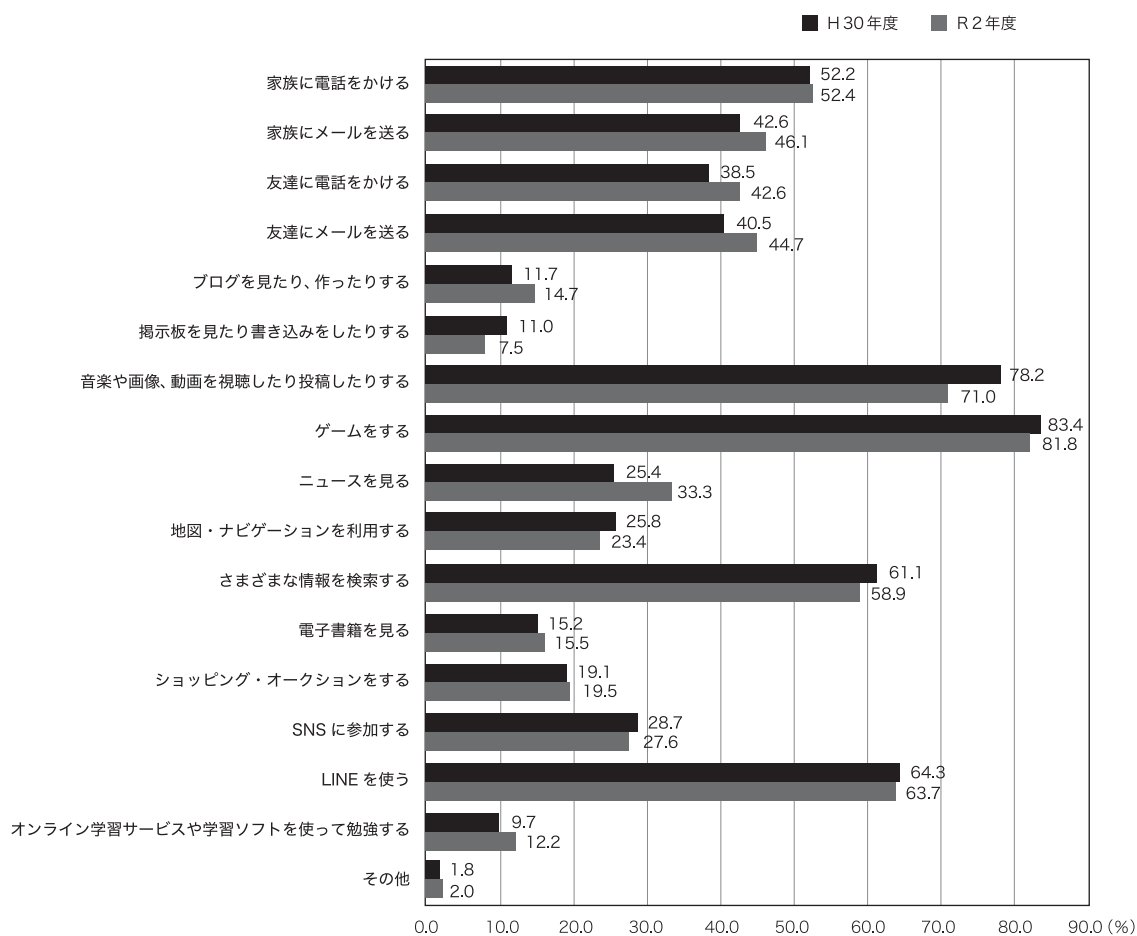


【高校生】



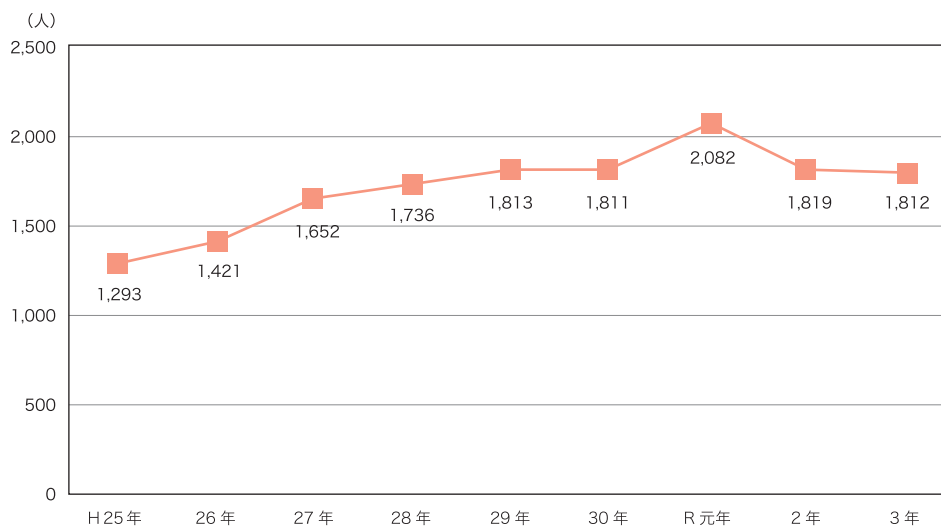
資料：青森県青少年・男女共同参画課「青少年の意識に関する調査」（令和2年度）

図7 インターネットにつながる機器の使用目的（青森県）



資料：青森県青少年・男女共同参画課「青少年の意識に関する調査」（令和2年度）

図8 SNSに起因する事犯の被害児童数の推移（全国）



資料：警察庁「令和3年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」（令和4年3月）

④ 国際化の進展

総務省の「国勢調査」(令和2年)によると、全国の外国人人口は増加傾向にあり、特に、令和2年は275万人となり、平成27年(191万人)比で43.6%の増加となっています。【図9】

一方、本県の外国人人口は、令和2年には5,409人となり、平成27年の3,447人から増加し、国籍別ではベトナムが大きく増加しています。【図10】

交通やICT(情報通信技術)の発達、貿易の自由化の拡大により、国境を越えた資本や人の移動・交流が活発化するなど、グローバル化する社会の中で、言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくことができるよう、我が国の伝統・文化に関する深い理解とともに、異文化に対する理解を深め、世界的な視野で考え行動できる人財の育成が重要です。

図9 外国人人口及び外国人人口増減率の推移(全国)

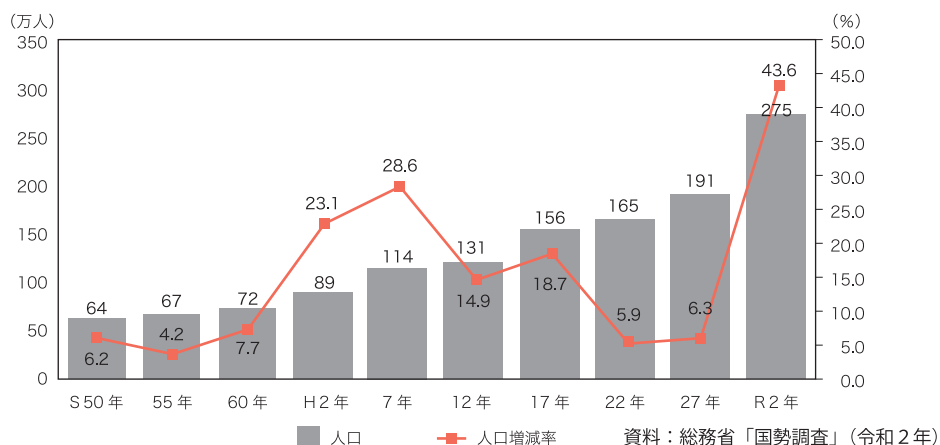
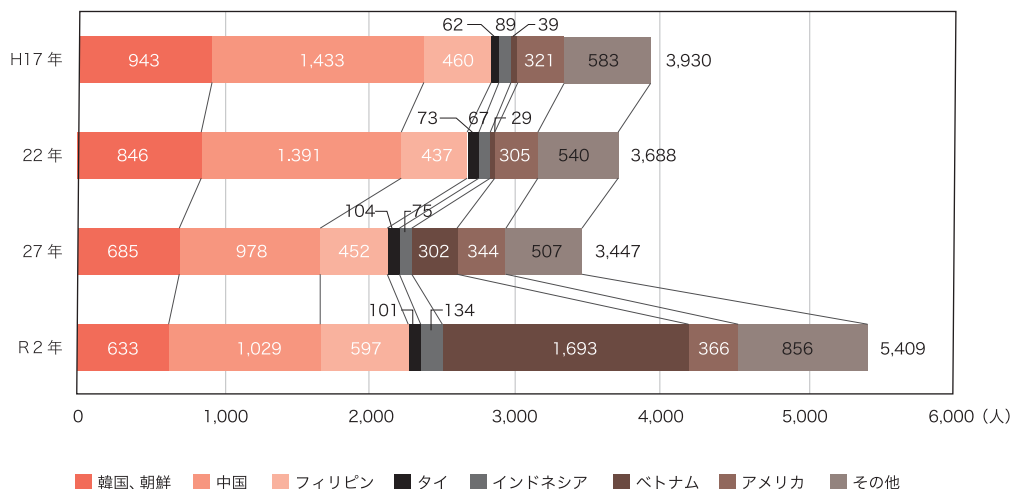


図10 国籍別外国人人口の推移(青森県)



⑤ 多様性と包摂性のある社会の形成

子ども・若者をはじめ、人々の意識や興味・関心、生き方・働き方が多様化する中、同調圧力（「みんなと同じ」であることを求めるような雰囲気）は、地域、学校、職域等によらず、社会に根強く存在しており、そのことが生きづらさ、息苦しさを増幅させているとの指摘もあります。

思想・信条、人種、国籍、性別、性的指向・性自認（性同一性）、心身の状況等個々の違いを認め、尊重しつつ協働していくこと、すなわち多様性と包摂性（ダイバーシティ&インクルージョン（D&I））のある社会を目指していくことは、持続可能な社会の実現や、新たな価値の創出による経済発展等の観点から重要です。このことから、多様性と包摂性の視点から考え、行動できる子ども・若者を育成するための取組が求められています。

⑥ 環境・エネルギー問題の深刻化とSDGsの推進

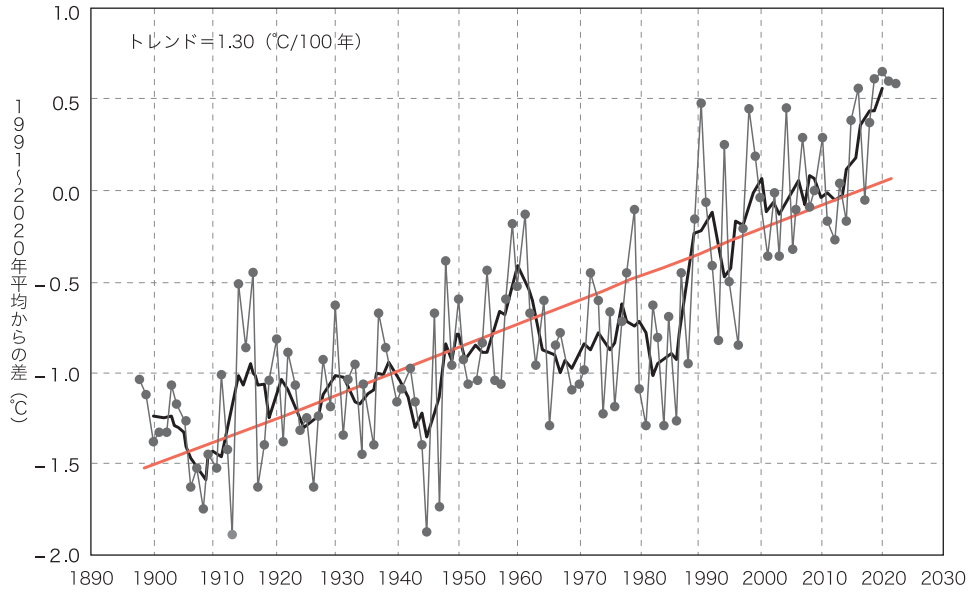
従来的大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会・経済システムは、科学技術の進歩や社会生活の発展をもたらした一方で、地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨など地球規模での環境問題や資源エネルギー問題を引き起こしています。【図11】【図12】【表1】

こうした地球環境問題など人類全体で取り組まなければならない問題が深刻化する中、子どものうちから、県民一人ひとりが環境に対する意識を高め、廃棄物の3R（リユース・リデュース・リサイクル）や温室効果ガスの排出削減などに配慮し、持続可能な脱炭素・循環型社会を形成していく必要があります。

SDGsは、令和12（2030）年までに、持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。17の目標はいずれも、未来を生きる子ども・若者に深く関係し、子ども・若者自身もSDGs推進の担い手として期待されています。

SDGsに対する社会の関心の高まりを活かしつつ、SDGsの各目標との関連をより一層意識しながら、子ども・若者育成支援施策を推進していくことが求められています。

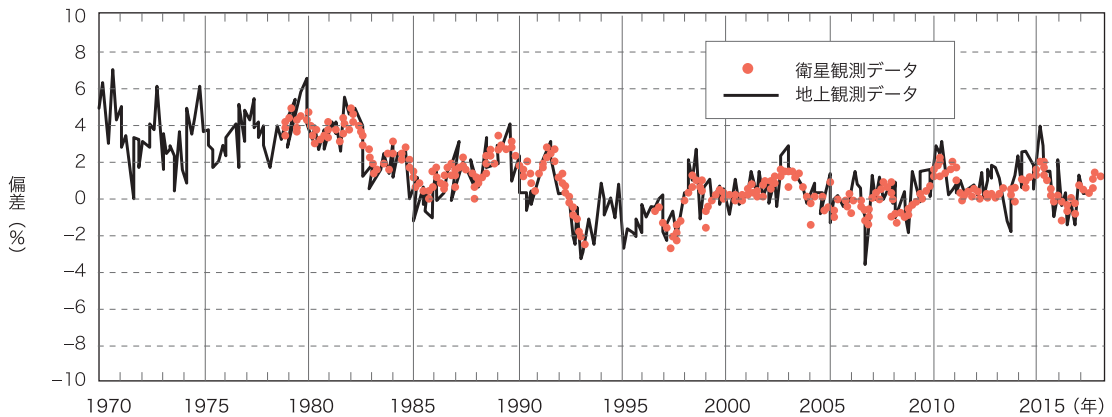
図 11 日本の年平均気温偏差の経年変化（1898（明治 31）～ 2022（令和 4）年）



(注) 1. グレー線：各年の平均気温の基準値からの偏差
 2. 黒線：偏差の5年移動平均値
 3. 赤線：長期変化傾向。基準値は1991～2020年の30年平均値

資料：気象庁 HP <https://www.jma.go.jp/jma/> より

図 12 世界のオゾン全量の経年変化



(注) 全球平均オゾン全量を参照値（1994～2008年の平均値）との偏差（%）で示している。黒実線は世界中の地上観測点のデータ、赤丸は北緯70度～南緯70度で平均した衛星観測のデータで、季節変動成分を除去。
 地上観測点のデータには「世界オゾン・紫外線資料センター」が収集したデータを、衛星観測のデータには米国航空宇宙局（NASA）提供のデータをそれぞれ使用している。

資料：気象庁 HP <https://www.jma.go.jp/jma/> より

表 1 酸性雨実態調査結果

（上段：pH年平均値、下段：pHの最小値～最大値）

調査地域	調査地点	H29年度	30年度	R元年度	2年度	3年度
青森市	県環境保健センター	4.8 (4.6～5.1)	4.8 (4.5～5.4)	4.8 (4.6～5.1)	4.9 (4.5～5.1)	5.1 (4.6～5.7)
鯉ヶ沢町	鯉ヶ沢道路河川事業所	4.9 (4.6～5.2)	4.9 (4.7～5.6)	4.9 (4.5～6.4)	5.0 (4.7～5.8)	5.0 (4.7～5.6)

資料：青森県環境保全課調べ（令和3年度）

⑦ 成年年齢の引下げ等への円滑な対応

関係法令の改正により、平成27(2015)年に選挙権年齢が18歳へと引き下げられ、令和4(2022)年には成年年齢が18歳へと引き下げられました。一方、飲酒、喫煙が可能となる年齢については変更ありません。

若者に関する扱いが、制度により異なる中、制度の改正によって期待される効果(自立した活動の促進等)を最大限にし、子ども・若者の意見表明の機会の確保、政策形成過程への参画を促進するとともに、懸念される影響(消費者被害の発生等)を最小限にとどめられるよう、広報啓発や家庭・学校・地域・職域における教育等、円滑な対応が求められています。

(2) 子ども・若者自身の意識等

① 子ども・若者の自己形成

青森県の「青少年の意識に関する調査」(令和2年度)において、本県の児童生徒に自分の性格について尋ねたところ、小学生・中学生・高校生全体で62.4%が「好き」「どちらかといえば好き」と回答しており、小学生は全体の数値を上回る66.9%が、中学生、高校生もそれぞれ6割前後が「好き」「どちらかといえば好き」と回答しています。【図13】

文部科学省の「全国学力・学習状況調査」(令和3年度)によると、本県の小学生及び中学生について、「自分にはよいところがある」と思える自尊感情を持つ割合は、小学生では、「当てはまる」が全国平均を上回っていますが、中学生では全国平均を下回っています。「地域の行事に参加している」などの地域と関わっている割合は、小学生では、「当てはまる」が全国平均を下回っていますが、中学生では全国平均を上回っています。【図14】【図15】

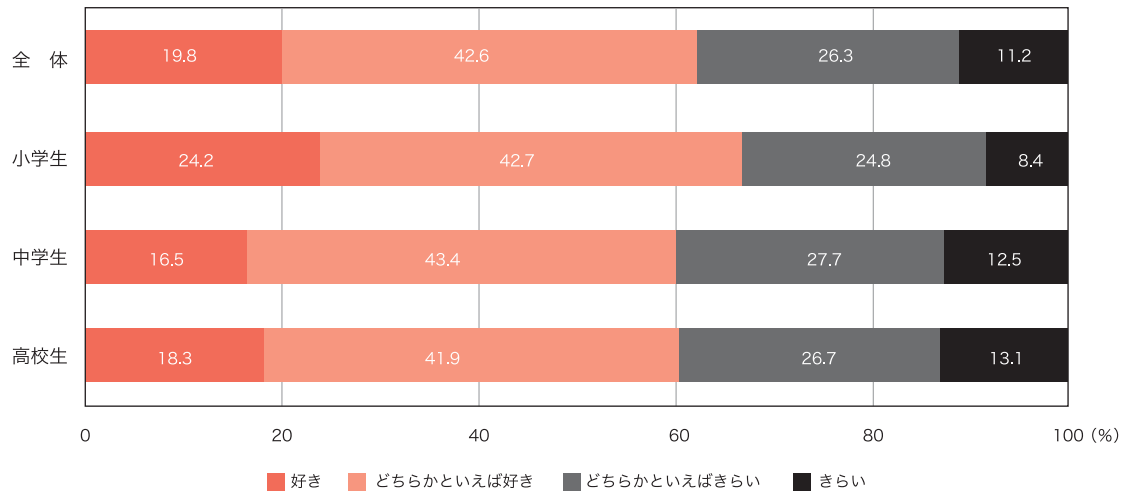
一方、青森県の「学校保健統計調査」(令和2年度)及び「体格、体力、ライフスタイル調査」(令和3年度)をもとに、平成23年度と令和3年度における本県の児童生徒の体格の状況を11、13、16歳の年齢別、性別で比較すると、13歳女子の身長は低下し体重は変化がなく、16歳男子の体重が減少しているほかは、身長、体重ともに増加しています。【表2】

体力については、スポーツテストの体力合計点の平均が少しずつ向上しており、持久走、シャトルラン、50m走を中心に全国平均を上回る種目が見られます。

また、文部科学省の「全国学力・学習状況調査」(令和元～4年度実施)における、本県の児童生徒の学力の状況を見ると、すべての教科で、平均正答率が全国を上回るか同程度となっていますが、小学生算数では令和3年度から令和4年度にかけて、中学生数学では令和元年度から令和4年度にかけて低下しています。【図16】

これらを踏まえ、引き続き基礎的能力である「知・徳・体」の育成に取り組むとともに、創造的な未来を切り拓く人財育成の観点から理数教育を推進する必要があります。

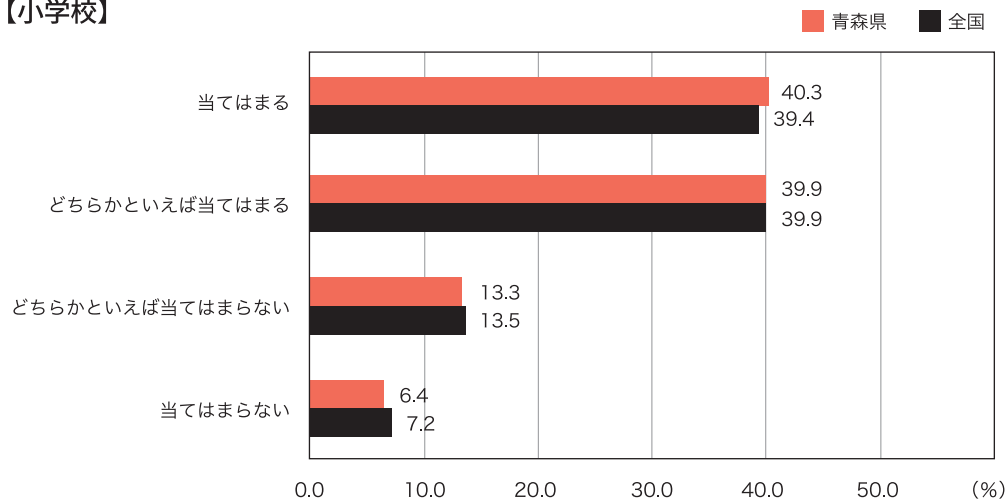
図 13 自分自身のことが好きか（青森県）



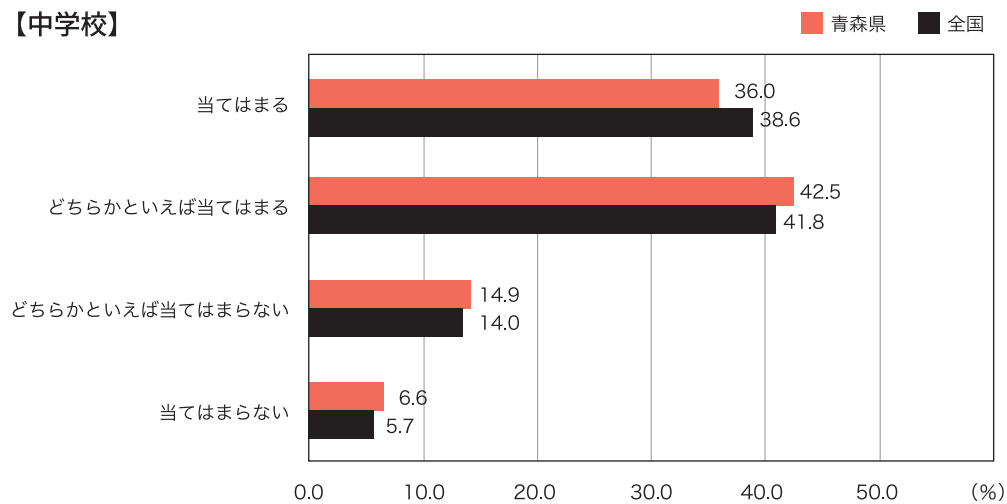
資料：青森県青少年・男女共同参画課「青少年の意識に関する調査」（令和2年度）

図 14 自分には、よいところがあると思いますか（公立）（青森県・全国）

【小学校】

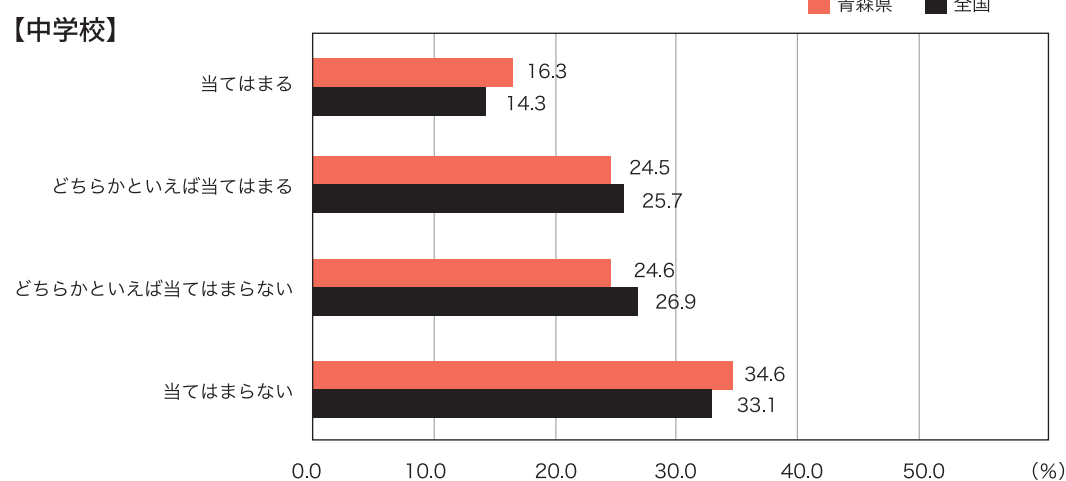
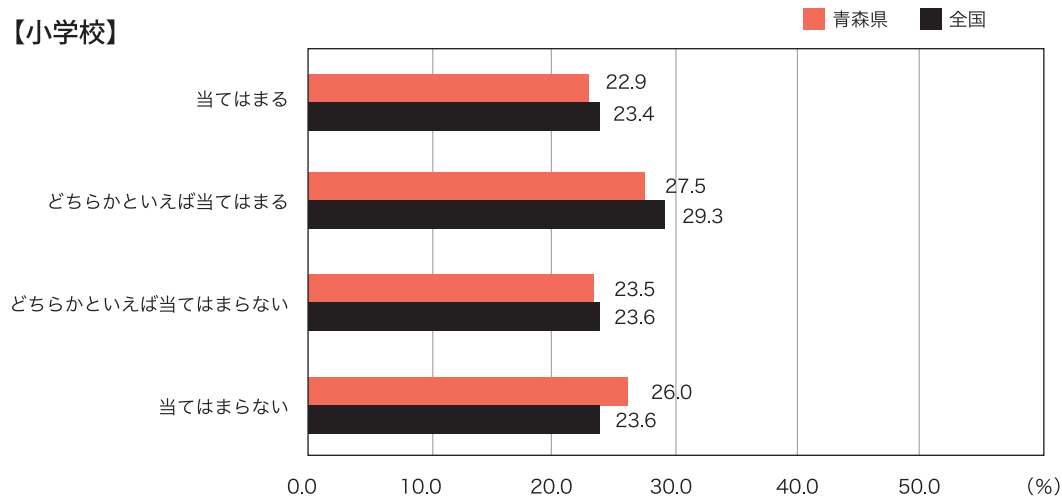


【中学校】



資料：文部科学省「全国学力・学習状況調査」（令和4年度）

図15 今住んでいる地域の行事に参加していますか（公立）（青森県・全国）



資料：文部科学省「全国学力・学習状況調査」（令和4年度）

表2 子どもの体格（性別、年齢別身長・体重の平均値 青森県）

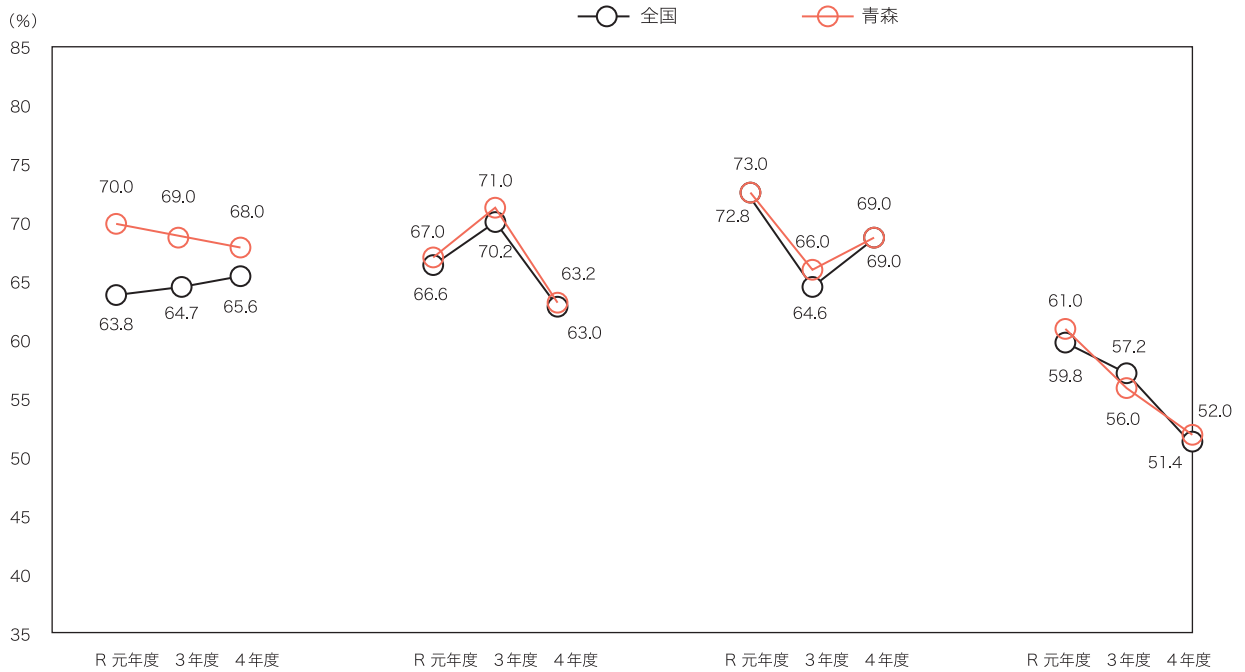
（身長：cm 体重：kg）

年齢	性別	項目	①令和3年度	②平成23年度	①—②
			11歳	男子	身長
11歳	男子	体重	41.7	40.6	1.1
		女子	身長	148.5	148.3
11歳	女子	体重	41.5	41.4	0.1
		13歳	男子	身長	161.8
13歳	男子	体重	52.1	51.6	0.5
		女子	身長	155.5	155.7
13歳	女子	体重	49.0	49.0	0.0
		16歳	男子	身長	170.5
16歳	男子	体重	63.0	63.4	△0.4
		女子	身長	158.0	157.9
16歳	女子	体重	53.1	53.0	0.1

資料①：青森県統計分析課「学校保健統計調査」（令和2年度）

資料②：青森県スポーツ健康課「体格、体力、ライフスタイル調査」（令和3年度）

図 16 全国学力・学習状況調査の平均正答率（青森県・全国）



資料：文部科学省「全国学力・学習状況調査」（令和元～4年度）

② 子ども・若者の社会参加活動

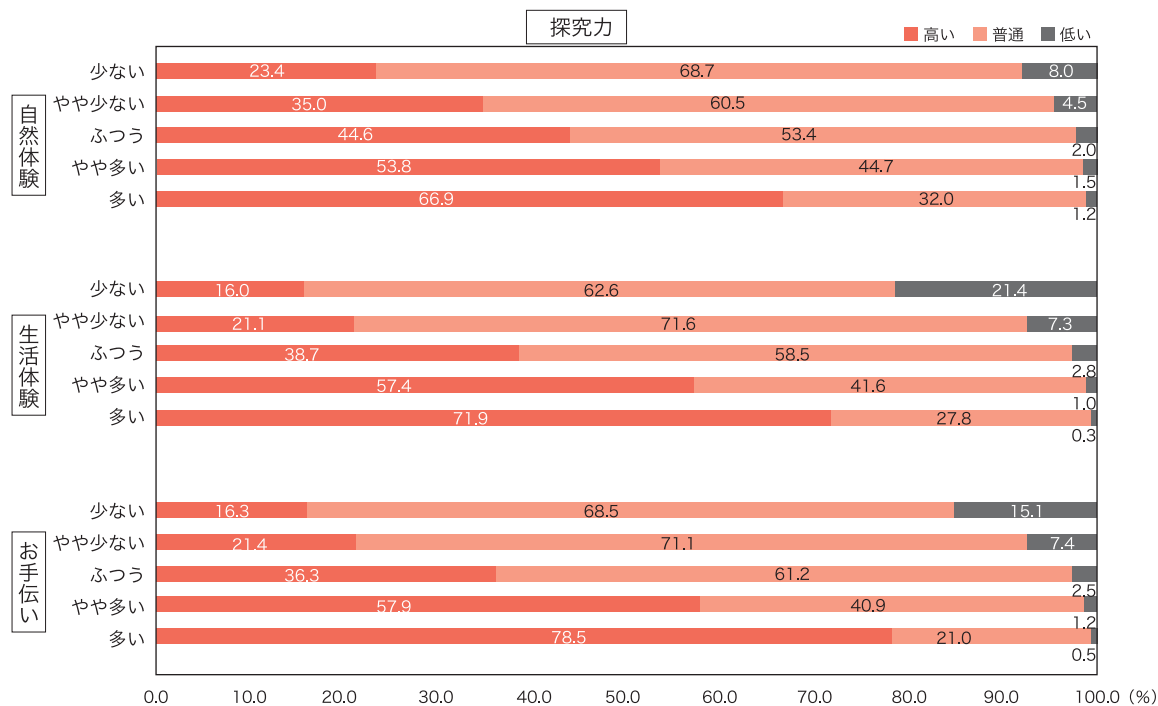
独立行政法人国立青少年教育振興機構の「青少年の体験活動等に関する意識調査」（令和元年度）において、「学びに向かう力・人間性等」「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」の基礎となる探求に関わる資質・能力を探究力と捉え、青少年の体験と探究力の関係について調査したところ、自然体験、生活体験が豊富な子供ほど、また、お手伝いをよくする子供ほど、探究力が身につけていることが明らかになっています。【図 17】

しかし、同調査によると、学校以外の公的機関や民間団体等が行う自然体験活動への小学生の参加状況は 50.0%であり、平成 22 年度の 54.7%に比べ減少しています。個々の体験活動についても、自然体験をほとんどしたことがない児童生徒の割合は、平成 24 年度と令和元年度を比較した場合、「太陽が昇るところや沈むところを見たこと」「野鳥を見たり、鳴く声を聞いたこと」以外の項目で増加しています。【図 18】

また、青森県の「青少年の意識に関する調査」（令和 2 年度）によると、本県の児童生徒のボランティア活動状況については、「よく活動している」小学生は 8.8%、中学生は 6.0%、高校生は 3.8%にとどまっています。【図 19】

このような調査結果などを踏まえ、子ども・若者の体験活動や地域貢献活動をはじめとした社会参加を推進していく必要があります。

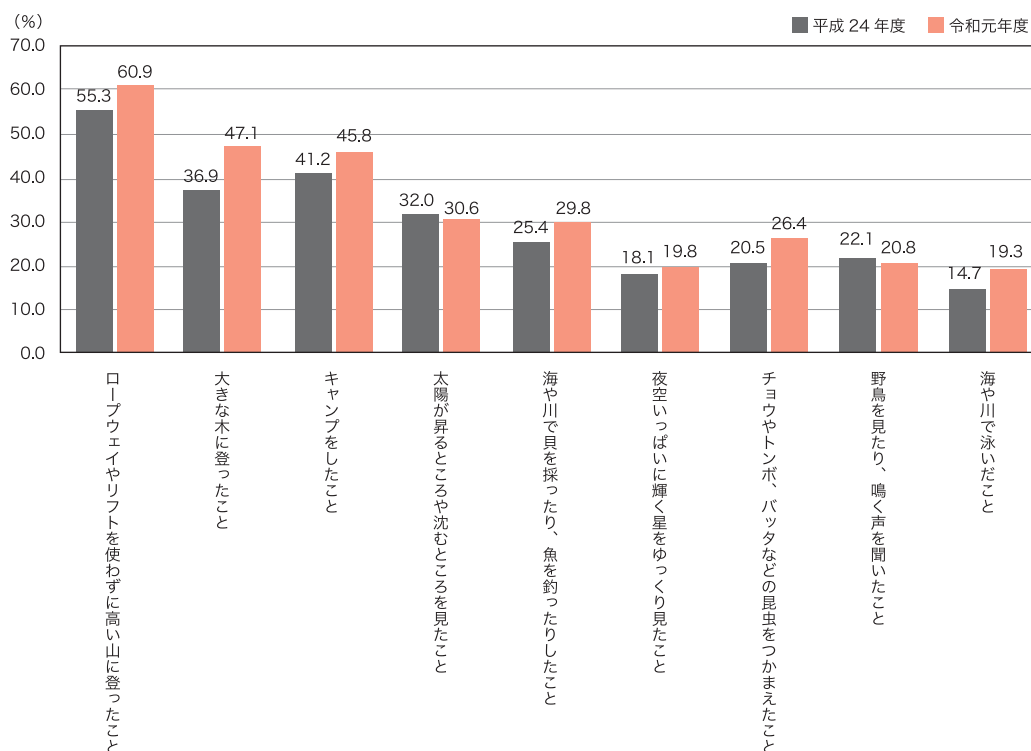
図17 自然体験、生活体験、お手伝いと探究力の関係（全国）



資料：国立青少年教育振興機構「青少年の体験活動等に関する意識調査」（令和元年度）

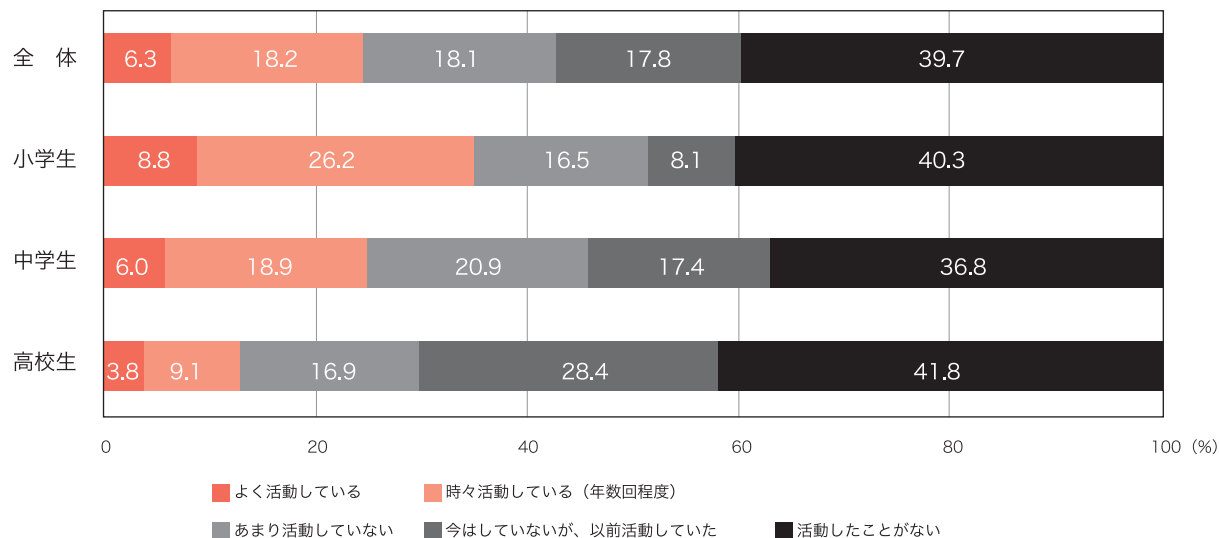
図18 児童生徒の自然体験への取組状況（全国）

次の自然体験について「ほとんどしたことがない」の割合



資料：国立青少年教育振興機構「青少年の体験活動等に関する意識調査」（令和元年度）

図 19 ボランティア活動の状況（青森県）



資料：青森県青少年・男女共同参画課「青少年の意識に関する調査」（令和2年度）

③ 子ども・若者の就労状況と就労意識

総務省の「労働力調査」（令和4年）によると、全国の若者失業率は、全年齢計よりも高い状態が続いています。平成23年以降の低下傾向が、令和元年以降は増加に転じています。

【図20】

また、全国における15歳から24歳までの就業者のうち、非正規の職業・従業員の比率は25%前後で推移しており、15歳から34歳までの就業者のうち、フリーターとして働いている若者は全国で約137万人に上っています。【図21】【図22】

一方、青森労働局の「新規高等学校卒業生職業紹介状況」（令和4年）によると、本県の令和4年3月新規高等学校卒業生の就職率（令和4年6月末）は99.9%と、100%を達成した平成10年3月卒以来の高水準となっています。更に、同局の「新規大学等卒業予定者就職内定状況」（令和4年）によると、令和4年3月新規大学卒業予定者の就職内定率（令和4年3月末）は97.2%となっており、過去最高だった平成30年3月の97.8%には及ばないものの高い水準を維持しています。【図23】

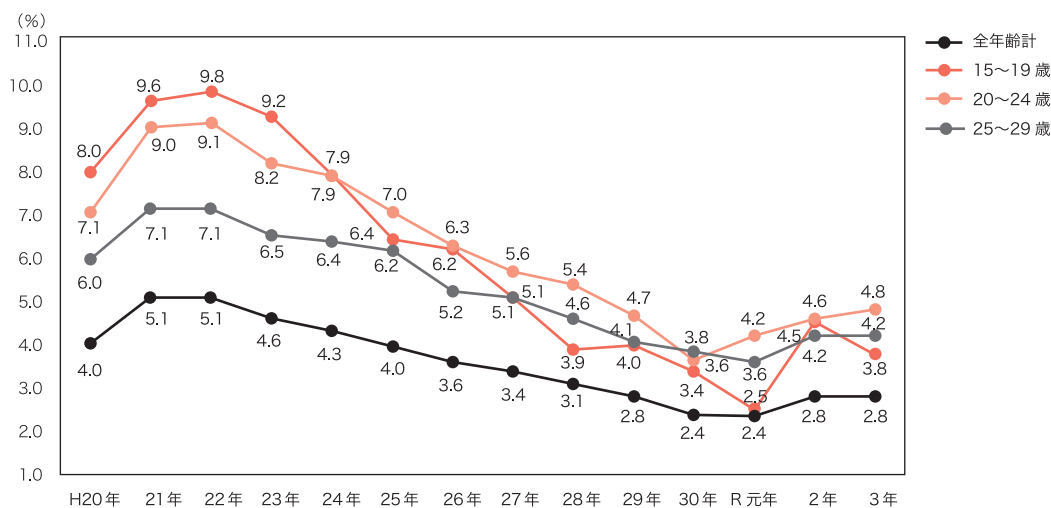
これに対し、厚生労働省の「新規学卒就職者の離職状況」（令和3年10月）によると、全国の新規学卒就職者の3年以内の離職率は、平成30年3月の高等学校卒では36.9%、大学等卒では31.2%となっていますが、青森労働局の「新規学卒者就職率と就職後3年以内離職率【青森県】」（令和4年）によると、本県においては、平成30年3月の高等学校卒では40.2%、大学等卒では35.2%と全国に比較して高い水準となっています。【図24】

青森県が、15歳から39歳までの若者で職に就いていない者（学生を除く。）等を対象に行った「若者自立支援のための実態把握調査」（令和3年度）によると、子ども・若者が日常

生活や就職活動に関して、悩んだり困ったりしていることについて、働いていない人では、「人とのコミュニケーションがうまくとれない」が最多で40.3%、次いで「希望する職種に求人がない」が35.3%となっています。働いている人では、これらの項目がそれぞれ17.5%となり、「金銭的に生活にゆとりがない」が最多で33.3%、また、「進学したり、資格・技能・技術を身につけるなどもっと自分を磨きたいが、お金がない」が14.0%となっていますが、「特にない」も31.6%に上ります。このことから、本県の働いていない若者は、人とのコミュニケーションや希望する職種に悩みを抱えており、働いている若者は、3割以上が悩みは特にないとす一方、金銭的な悩みを抱える者も同程度おり、その多くが生活にゆとりがなく、資格・技能・技術を身につけられずにいることが推測されます。【図25】

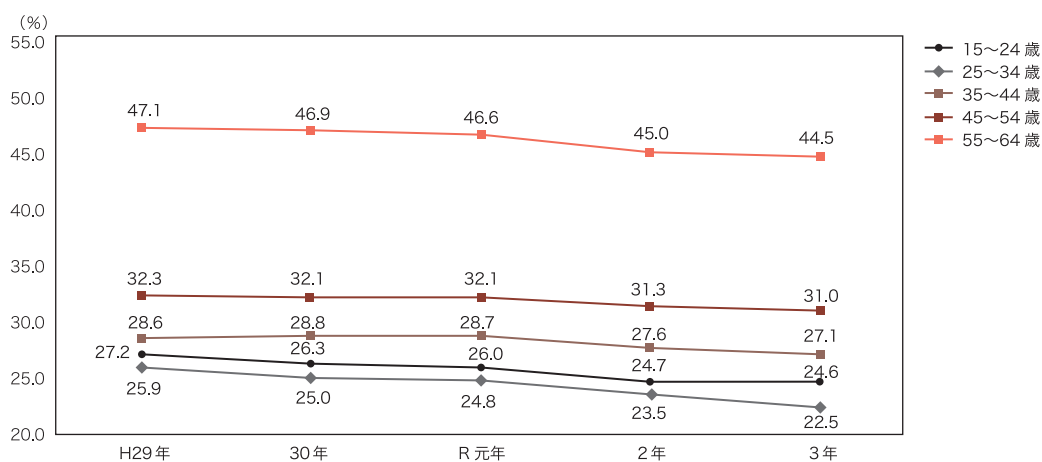
これらのことから、勤労観・職業観を含む就労意識の醸成、職業能力開発、就労に関する支援・相談の充実に向けた取組を推進する必要があります。

図20 若者失業率の推移（全国）



資料：総務省「労働力調査」（令和4年）

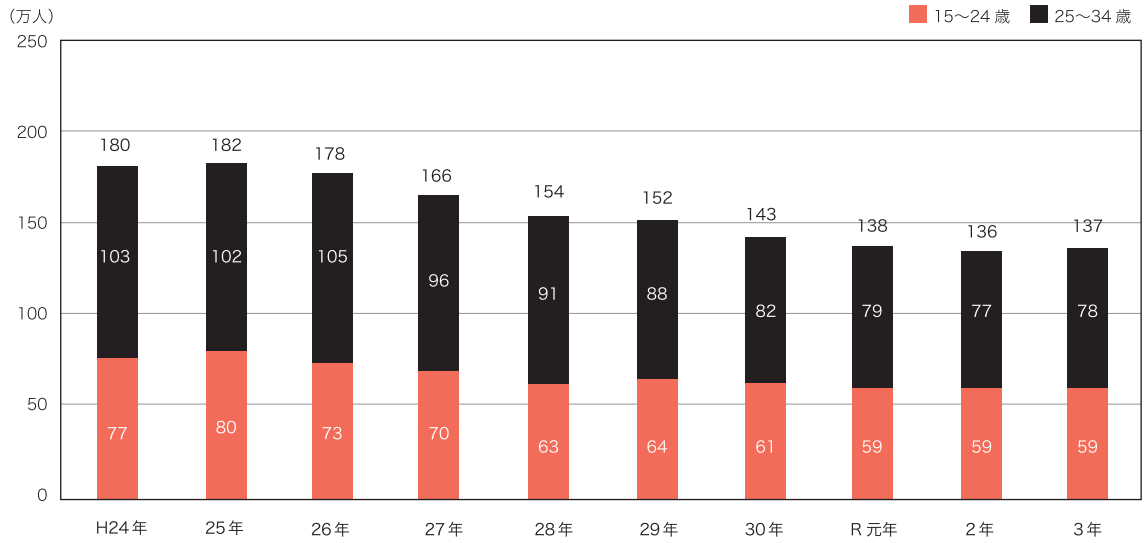
図21 非正規の職員・従業員の比率の推移（全国）



（注）在学者を除く

資料：総務省「労働力調査」（令和4年）

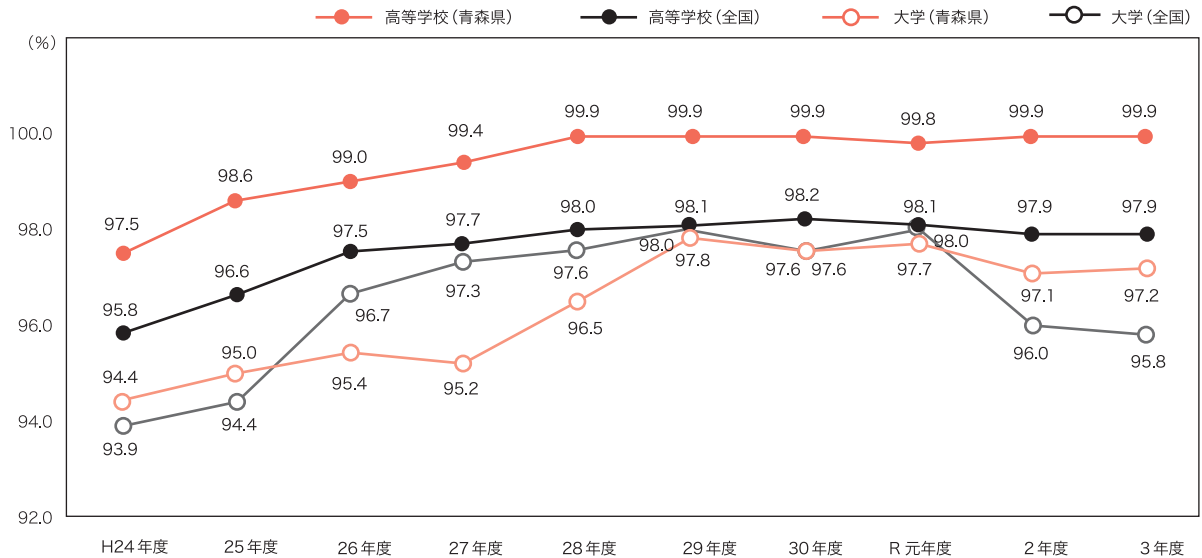
図 22 フリーターの人数の推移（全国）



(注) ここでいう「フリーター」とは、男性は卒業生、女性は卒業生で未婚のものとし、①雇用者のうち勤め先における呼称が「パート」か「アルバイト」である者、②完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、③非労働力人口で家事も通学もしていない「その他」の者のうち、就業内定しておらず、希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」の者としている。

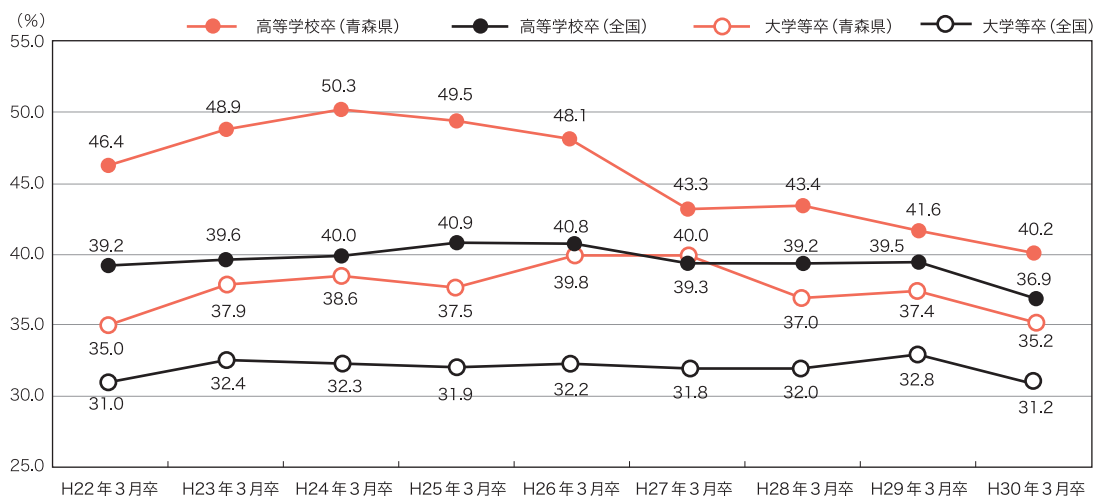
資料：総務省「労働力調査」（令和4年）

図 23 新規高等学校卒業者の就職率及び新規大学卒業予定者の就職内定率の推移（青森県・全国）



資料：厚生労働省「大学等卒業者の就職状況調査」（令和4年）
 文部科学省「新規高等学校卒業者の就職状況に関する調査」（令和4年）
 青森労働局「新規大学等卒業予定者就職内定状況」（令和4年）
 「新規高等学校卒業生職業紹介状況」（令和4年）

図 24 新規学卒（高等学校・大学等）就職者の3年後離職率の推移（青森県・全国）

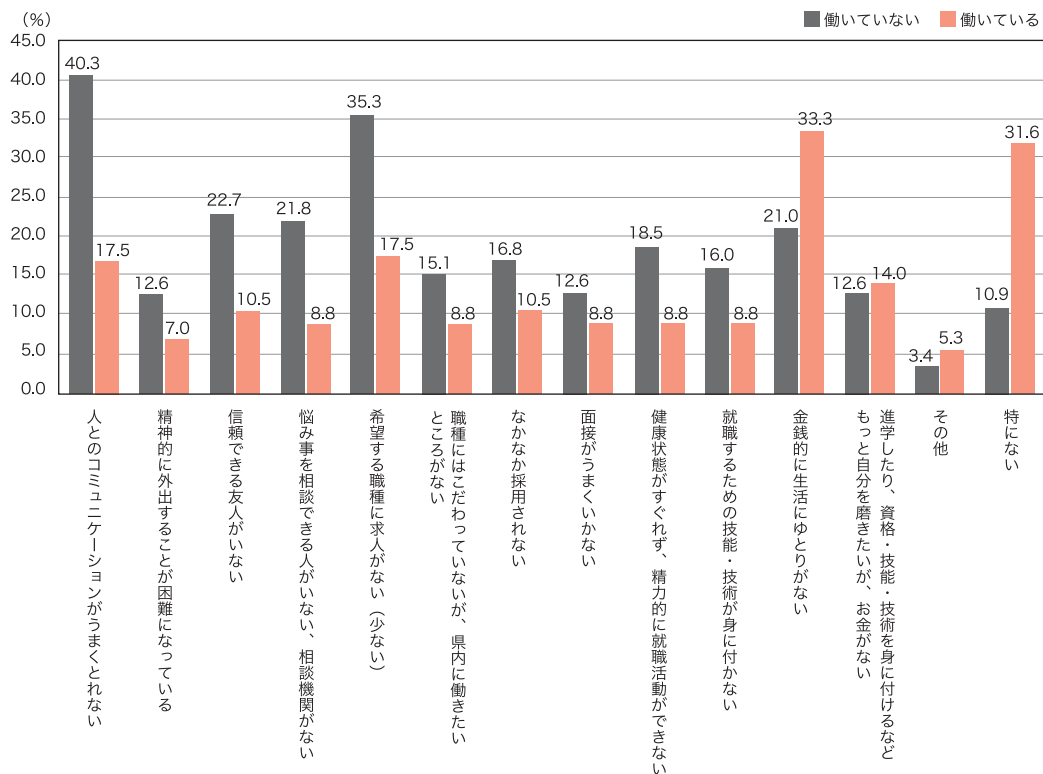


(注) この離職率は厚生労働省が管理している雇用保険被保険者の記録を基に算出したものであり、新規に被保険者資格を取得した年月日と生年月日により各学歴に区分。3年後離職率は、3年後までの離職率の累計。

資料：厚生労働省「新規学卒就職者の離職状況」（令和3年）

青森労働局「新規学卒者就職率と就職後3年以内離職率【青森県】」（令和4年）

図 25 子ども・若者が日常生活や就職活動に関して、悩んだり困っていること（青森県）



資料：青森県青少年・男女共同参画課「若者自立支援のための実態把握調査」（令和3年度）

2 困難を有する子ども・若者

(1) 若年無業者（ニート）

総務省の「労働力調査」（令和4年）によると、令和3年の若年無業者（ニート）は全国で約75万人いるとされており、日本経済が緩やかな回復基調をたどる中でもなお、高止まりの状況にあります。【図26】

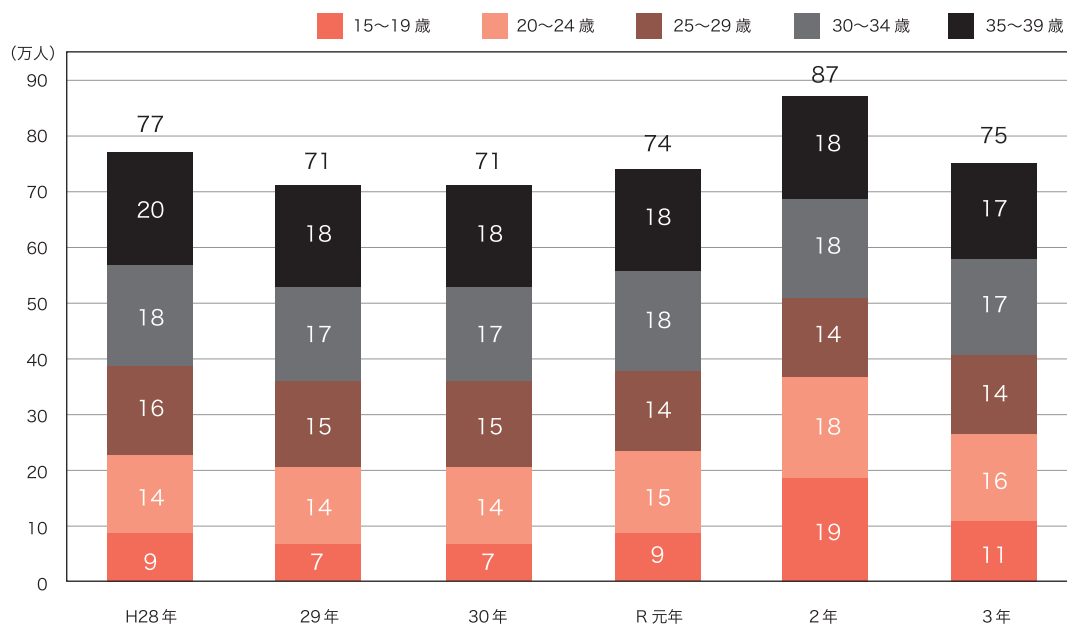
前記調査と集計方法・対象は異なりますが、総務省の「就業構造基本調査」（平成29年）によると、本県の非労働力人口のうち、15～34歳の年齢階層で家事も通学もしていない者は6,100人（男性：3,900人、女性：2,200人）となっています。【図27】

若年無業者（ニート）については、勤労観・職業観の形成を図るとともに、相談支援の充実や、職場適応・定着化に向けた取組を推進する必要があります。

○「若年無業者（ニート）」の定義

「Not in Employment, Education or Training（教育を受けておらず、労働や職業訓練もしていない）」の頭文字からとった造語で、学校を卒業し、未婚で、家事・通学をしていない人、学籍はあるが、実際は学校に行っていない人、既婚者で家事をしていない人のいずれかに該当する、年齢15～39歳の若者のこと。

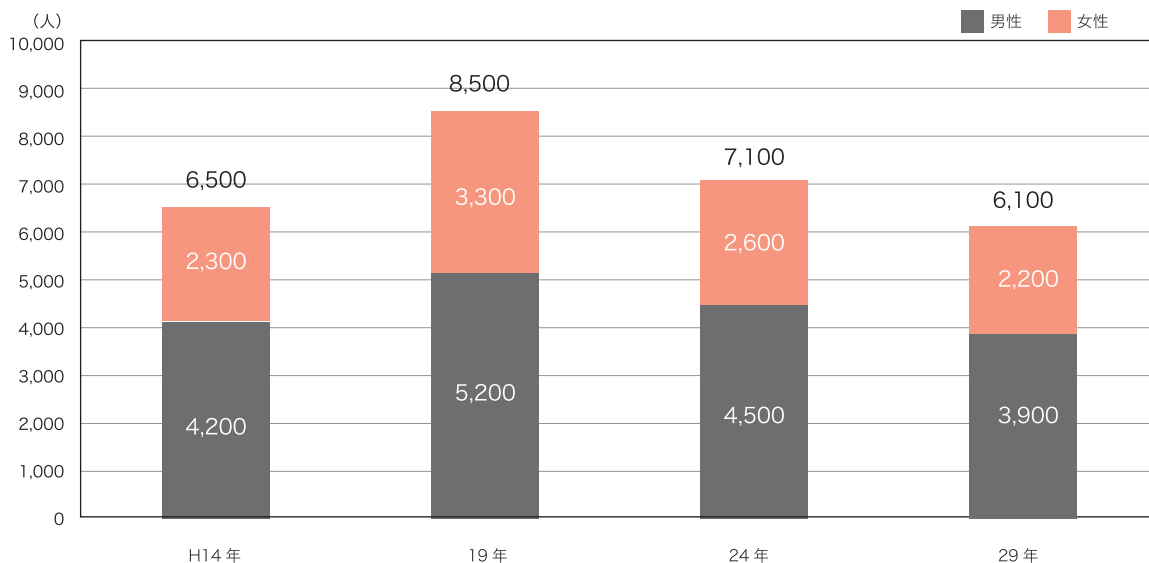
図26 若年無業者（ニート）数の推移（全国）



(注) 1. 若年無業者は、年齢を15～39歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者として集計した。
2. 年齢階層毎に、千単位で四捨五入しているため、合計とは合わないところがある。

資料：総務省「労働力調査」（令和4年）

図27 若年無業者（ニート）数の推移（青森県）



資料：総務省「就業構造基本調査」（平成29年）

（2）ひきこもりの子ども・若者

青森県が行った「若者自立支援のための実態把握調査」によると、家族以外の人との交流がない人やほとんど外出しなくなった人のきっかけとして、平成28年度は「就職がうまくいかなかった」が31.5%で最も多く、次いで「不登校」の24.7%となっていますが、令和3年度では、それぞれ19.3%、16.9%に低下し、代わって最も多いのが「働いたり外出したりする気力がない」で22.9%、次いで「世の中に絶望した」が19.3%となっています。【図28】

また、本人は、経済的なこと、就職や仕事のことで困りごとを抱え、家族等も、本人と類似した困りごとを抱えており、社会的に孤立する傾向にあります。【図29】【図30】

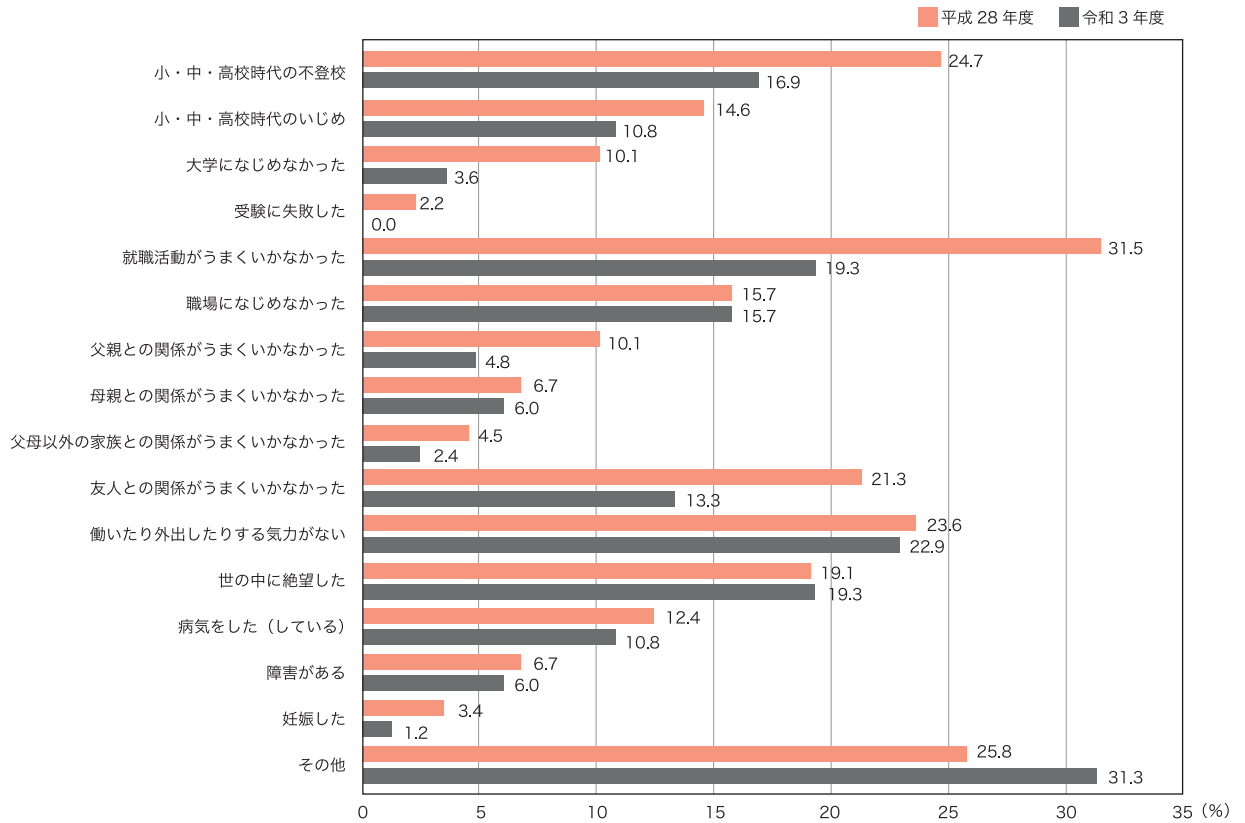
その一方で、ひきこもりになってからの経過期間について、「若者自立支援のための実態把握調査」の平成28年度と令和3年度の調査結果を比較すると、6か月未満、6か月以上～1年未満、1年以上～3年未満がそれぞれ2.1ポイント、7.8ポイント、10.9ポイント増えているのに対して、7年以上が12.0ポイント減少しています。【図31】

これらのことから、ひきこもりになったきっかけや経過期間の動向を見極めつつ、家族等の支援も含めた相談機能の充実をはじめ、地域で連携を図りながら、個々の状況に応じた支援を行うための環境づくりを推進する必要があります。

○「ひきこもり」の定義

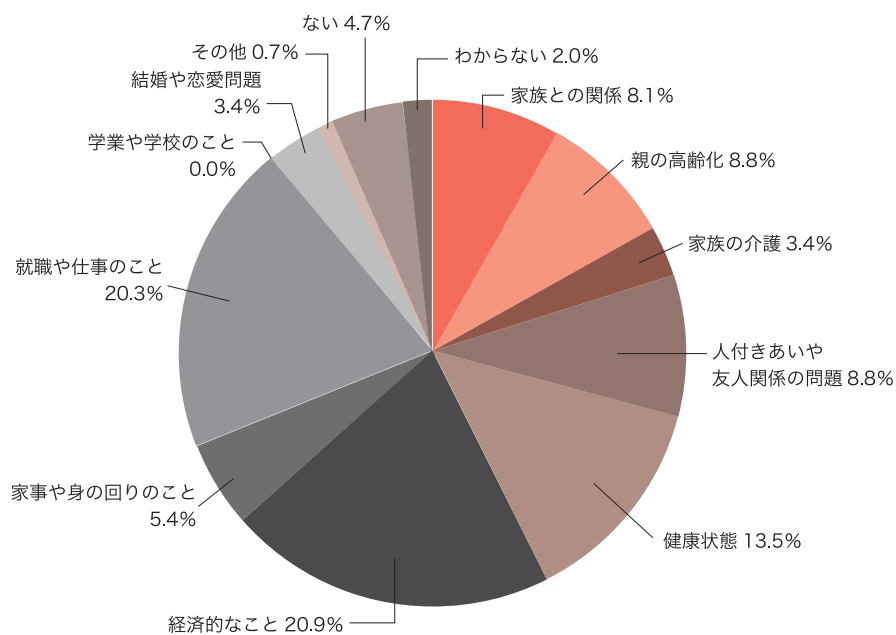
様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊）などを回避し、原則的には6ヶ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよい）を指す現象概念。 <厚生労働省「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」より>

図 28 ひきこもりになったきっかけ（H28-R3 比較）（青森県）



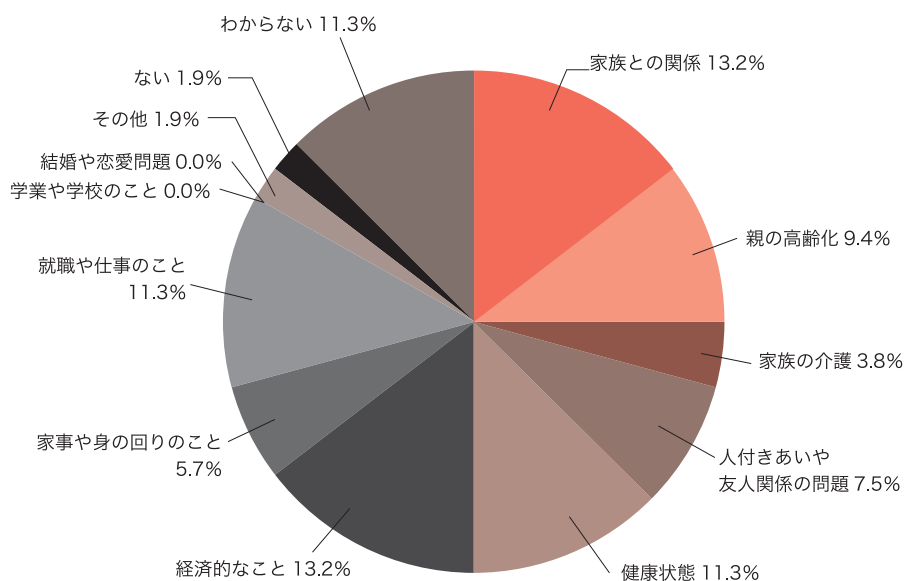
資料：青森県青少年・男女共同参画課「若者自立支援のための実態把握調査」（平成 28 年度、令和 3 年度）

図 29 ひきこもりで悩む本人が困っていること（青森県）



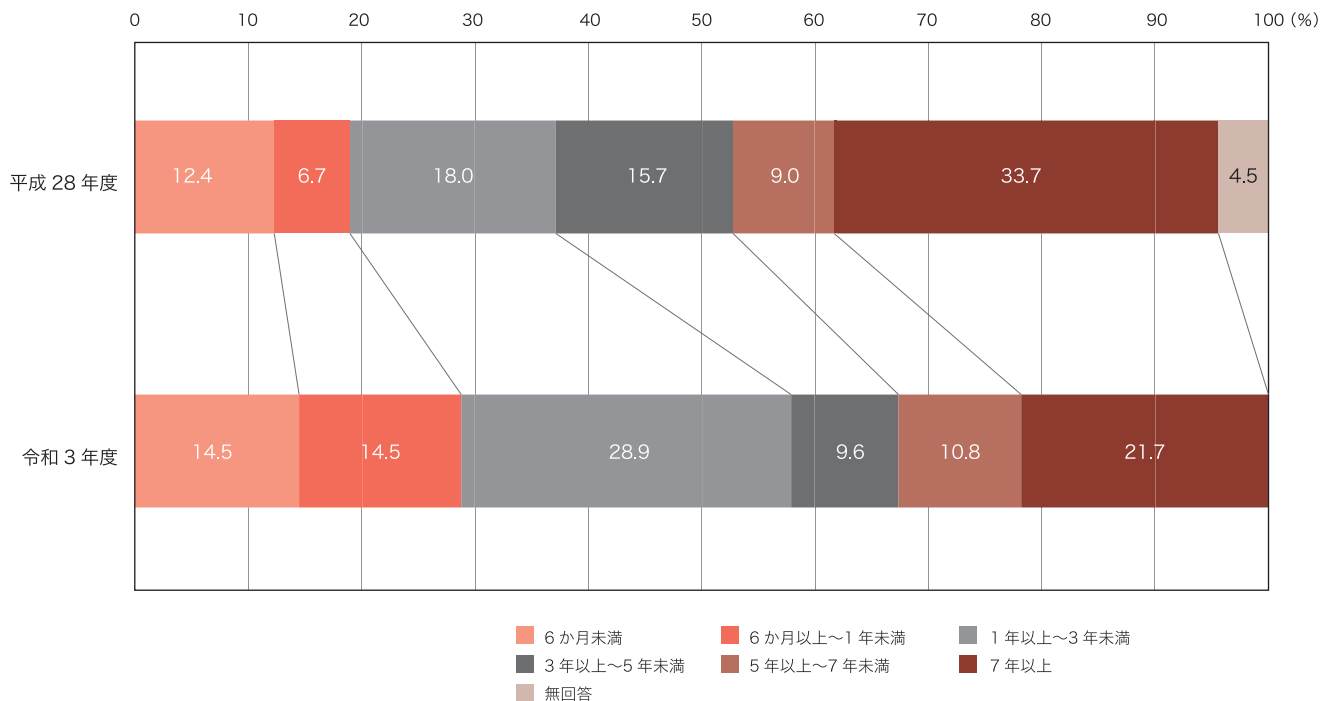
資料：青森県障害福祉課「青森県ひきこもり実態調査【本人（家族）】」（令和 3 年度）

図30 ひきこもりで悩む本人以外が困っていること（青森県）



資料：青森県障害福祉課「青森県ひきこもり実態調査【本人（家族）】」（令和3年度）

図31 ひきこもりになってからの経過期間（H28-R3比較）（青森県）



資料：青森県青少年・男女共同参画課「若者自立支援のための実態把握調査」（平成28年度、令和3年度）

(3) 障害等のある子ども・若者

令和3年度における本県の児童の身体障害者手帳交付者数は854人、愛護手帳交付者数は2,411人となっています。【表3】

また、青森県発達障害者支援センターにおける相談件数は、平成28年度に2,105件であったものが、令和3年度には4,567件に増加しています。【図32】

令和4年度の特別支援学校の在籍数は、盲学校が30人前後、聾学校が50人前後、養護学校が1,600人前後で推移しており、小学校・中学校の特別支援学級では、自閉症・情緒障害、知的障害の児童生徒が多くなっています。【図33】【図34】

このように、障害、発達障害、慢性疾病、難病など特別な支援を必要とする子ども・若者が数多くいることから、支援を強化するとともに、県民及び社会全体の理解を深めていく必要があります。

○「発達障害」

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他、これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。

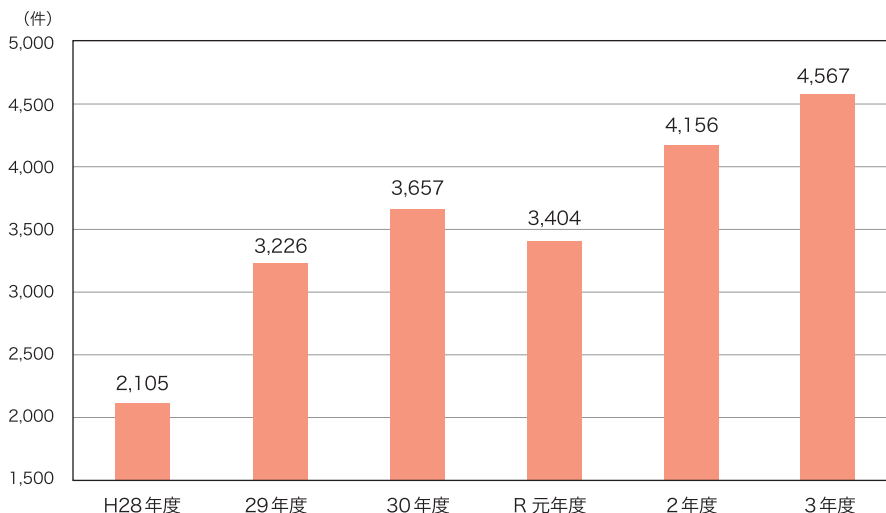
表3 児童における身体障害者手帳及び愛護手帳交付者数（青森県）

（単位：人）

障害別・障害程度	身体障害者手帳					愛護手帳	
	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語機能障害	肢体不自由	内部障害	A（重度）	B（中軽度）
交付者数	26	85	2	560	181	643	1,768
合計	854					2,411	

資料：青森県障害福祉課調べ（令和3年度）

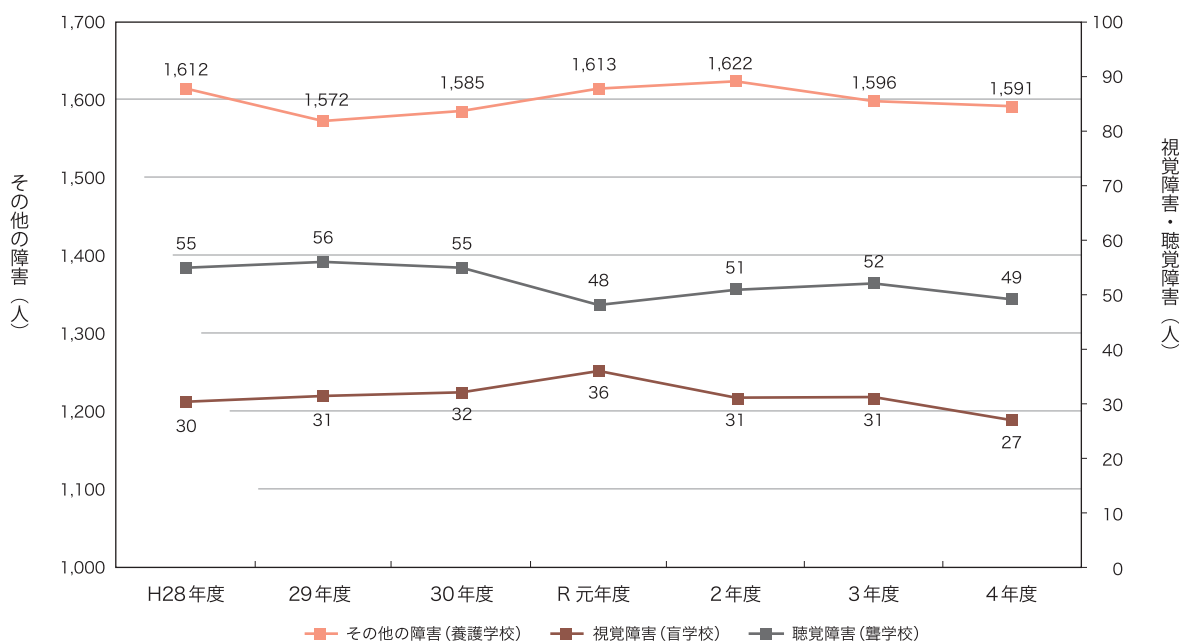
図32 青森県発達障害者支援センター「ステップ」、「わかば」、「Doors」における相談延べ件数（青森県）



（注）件数は40歳以上を含むことから、参考値とする。

資料：青森県障害福祉課調べ（令和3年度）

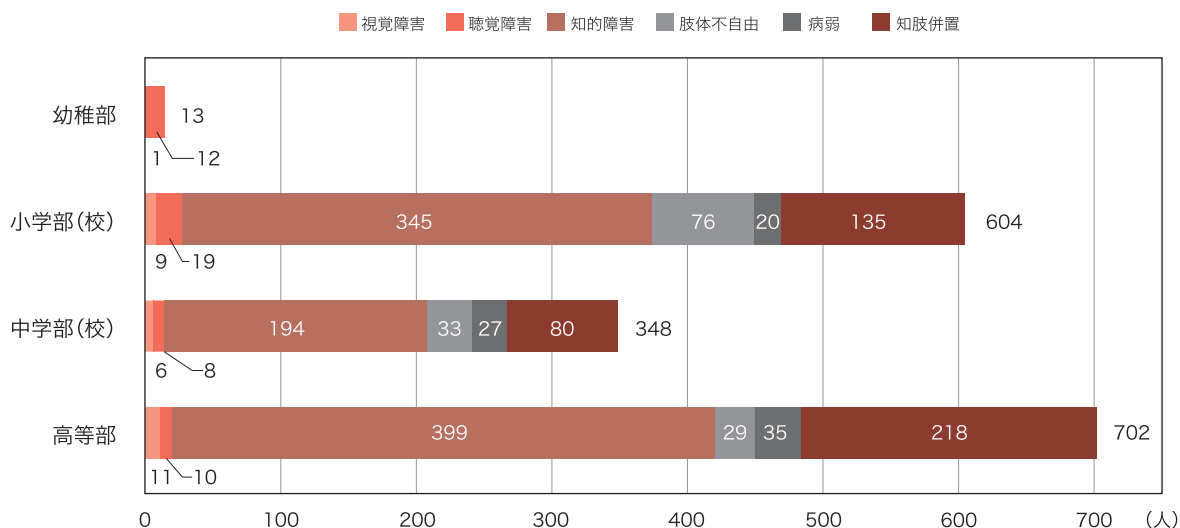
図 33 特別支援学校の在籍数の推移（国公立合計・青森県）



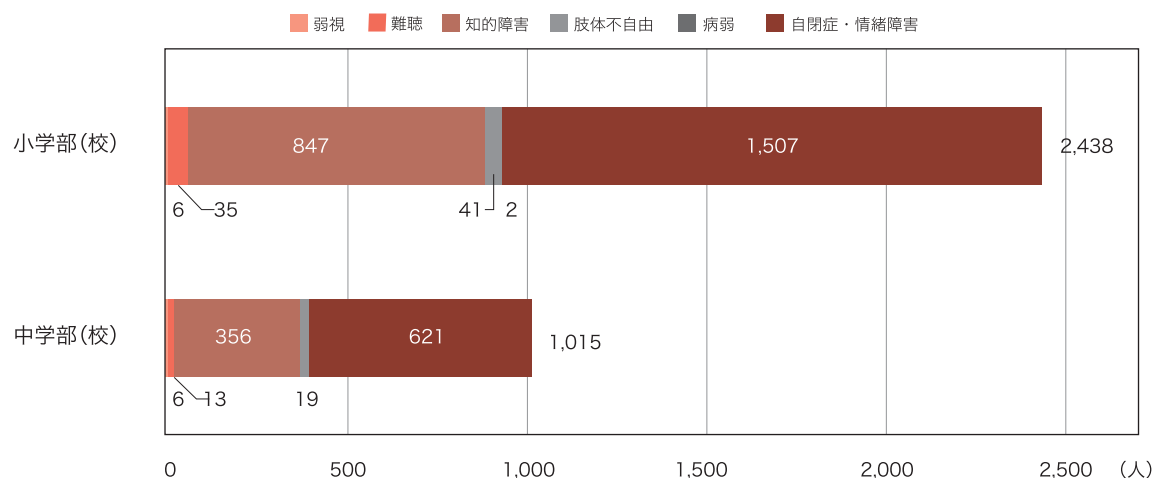
資料：青森県教育庁学校教育課調べ（令和4年度）

図 34 特別支援学校の在籍数及び特別支援学級の児童生徒数（青森県）

【特別支援学校】



【特別支援学級】



資料：青森県教育庁学校教育課調べ（令和4年度）

（４）いじめ、不登校、暴力行為、高校中途退学の状況

文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（令和3年度）によると、令和3年度の本県のいじめの認知件数（国公立）は、小学校で3,879件、中学校で1,176件、高等学校で140件の合計5,195件となっており、小学校、中学校は、平成30年度以降の減少傾向から増加に転じ、高等学校は、平成30年度から引き続き減少傾向にあります。【図35】

不登校児童生徒（国公立）は、小学校で500人、中学校で1,410人、高等学校では348人となっており、小学校は総じて増加傾向、中学校は令和元年度までの減少傾向から令和2年度は増加傾向に転じ、高等学校は令和2年度までの減少傾向から令和3年度は増加に転じています。【図36】

暴力行為の発生件数（国公立）は、小・中・高等学校計で1,343件となっており、平成30年度以降の減少傾向から、令和3年度は増加に転じています。【図37】

高等学校（公立）の中途退学者は、平成10年度以降減少傾向にありましたが、令和3年度は336名と増加に転じ、中途退学率（在学者に占める中途退学者の割合）は1.1%となっています。中途退学の主な理由としては、学校生活・学業不適應や進路変更などとなっています。【図38】【図39】

また、インターネットやSNSによる誹謗・中傷が増加しており、青森県の「青少年の意識に関する調査」（令和2年度）によると、悪口やいじめにつながる書き込みへの認知状況について、「よく見る」「ときどき見る」を合わせた数値は、平成26年の27.0%から令和2年度の40.8%に増加しています。【図40】

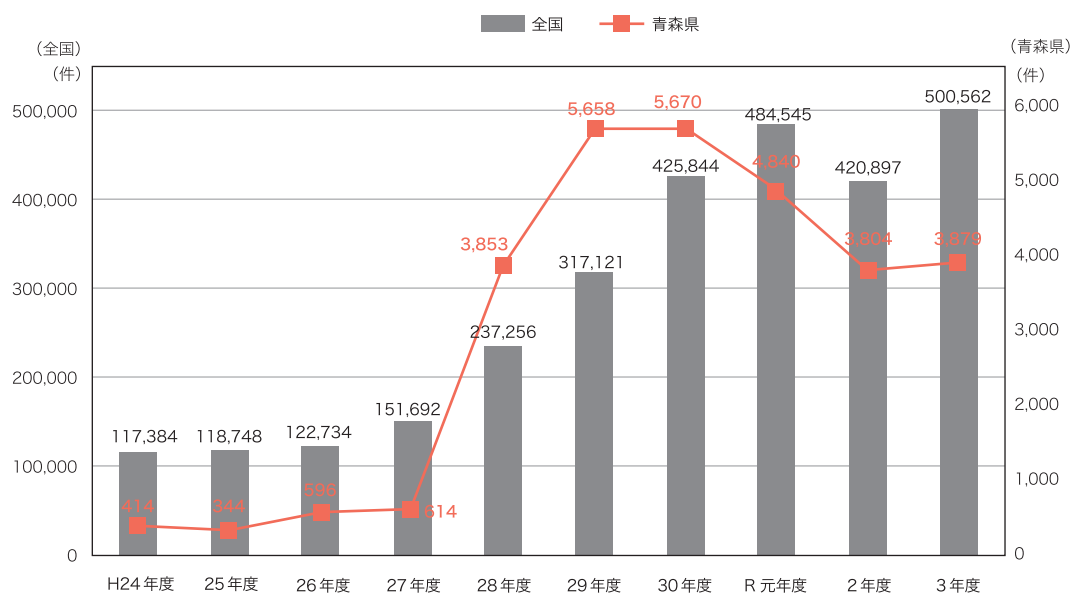
児童生徒の問題行動等は、総じて増加に転じており、不登校の低年齢化、インターネットやSNSによる誹謗・中傷も増加していることから、児童生徒の抱える様々な問題に応じた相談支援体制の充実を図っていく必要があります。

○「いじめ」の初期段階での積極的認知について

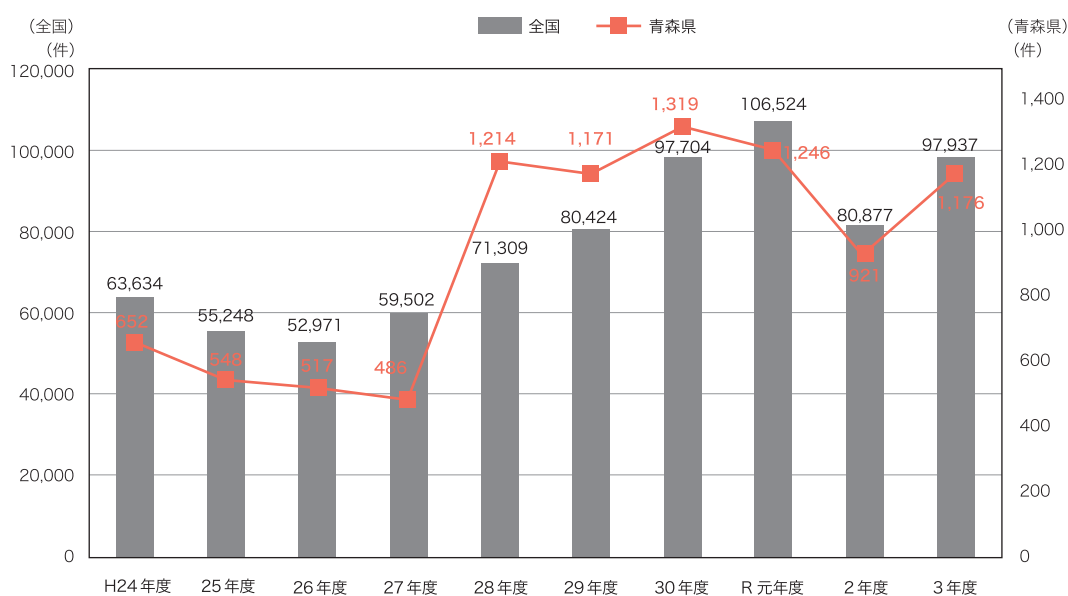
文部科学省は、いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価するとしており、引き続き各学校において積極的にいじめを認知し、適切に対応することが求められている。

図35 小・中・高等学校におけるいじめの認知件数の推移（青森県・全国）

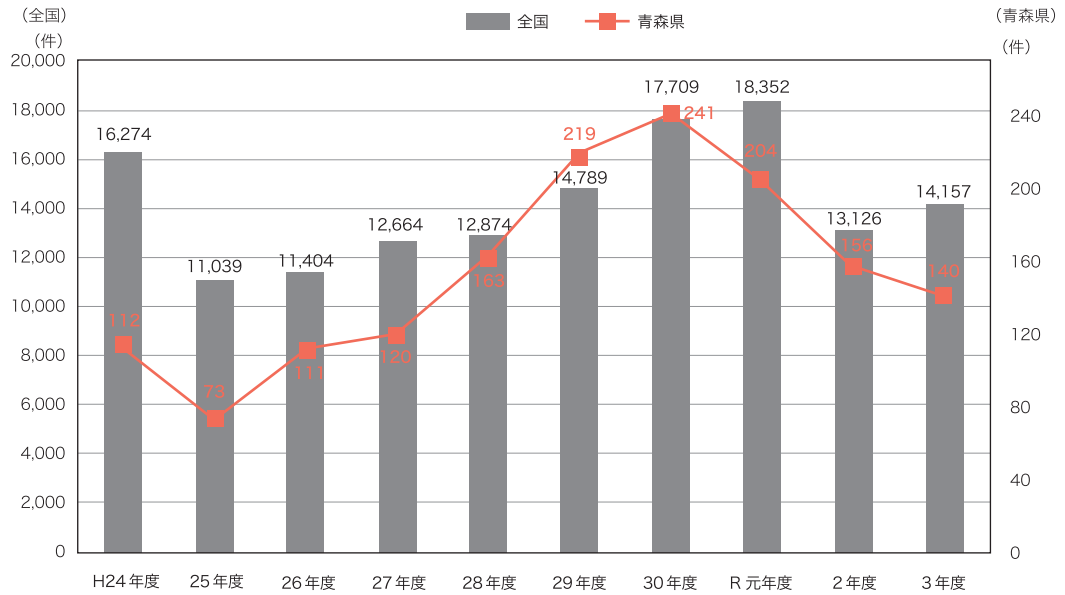
【小学校】



【中学校】



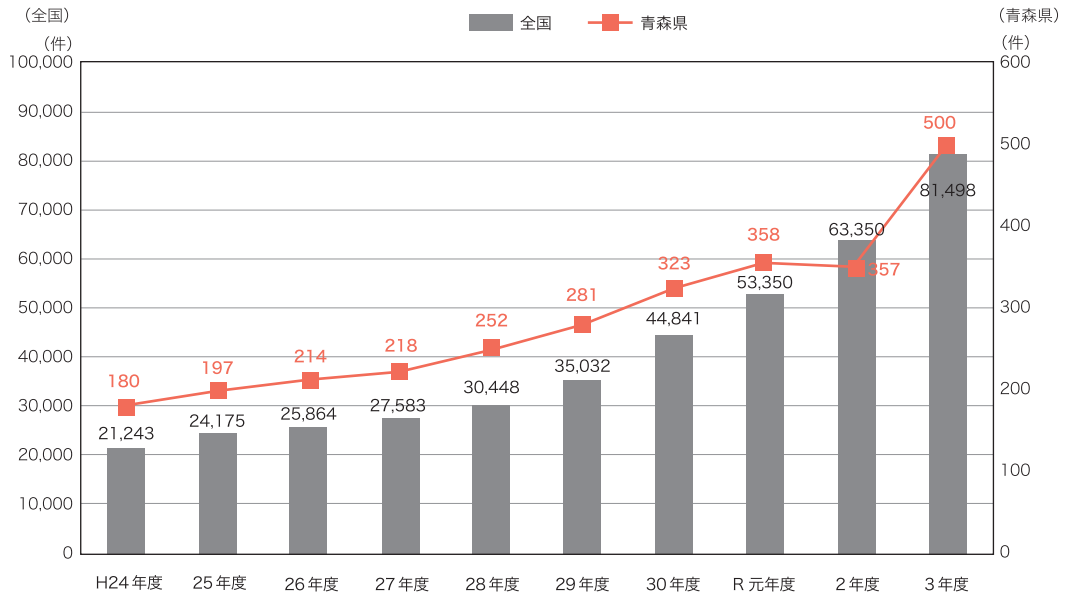
【高等学校】



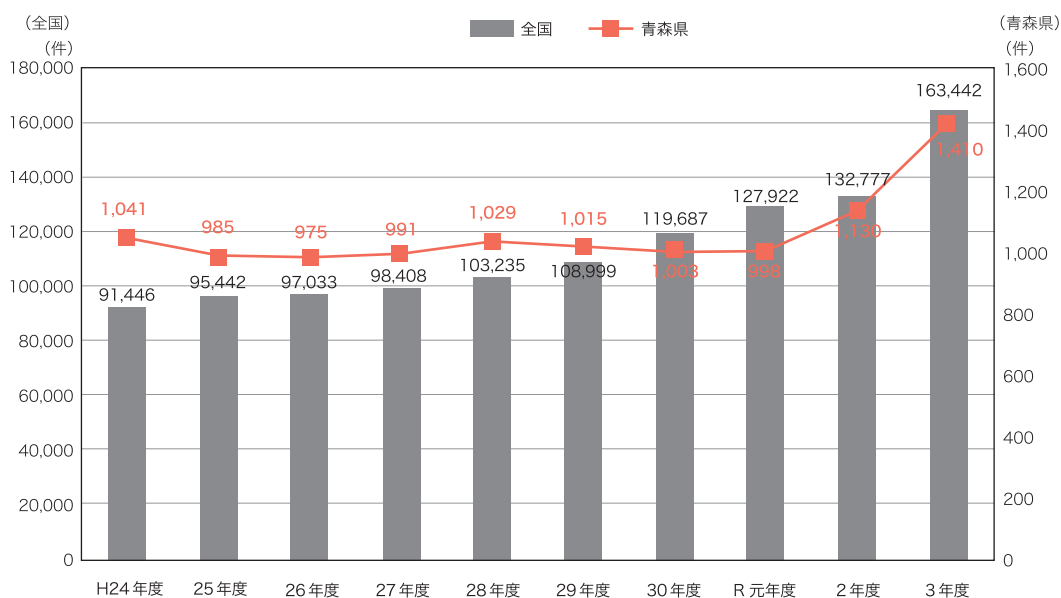
資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（令和3年度）

図 36 小・中・高等学校における不登校児童生徒数の推移（青森県・全国）

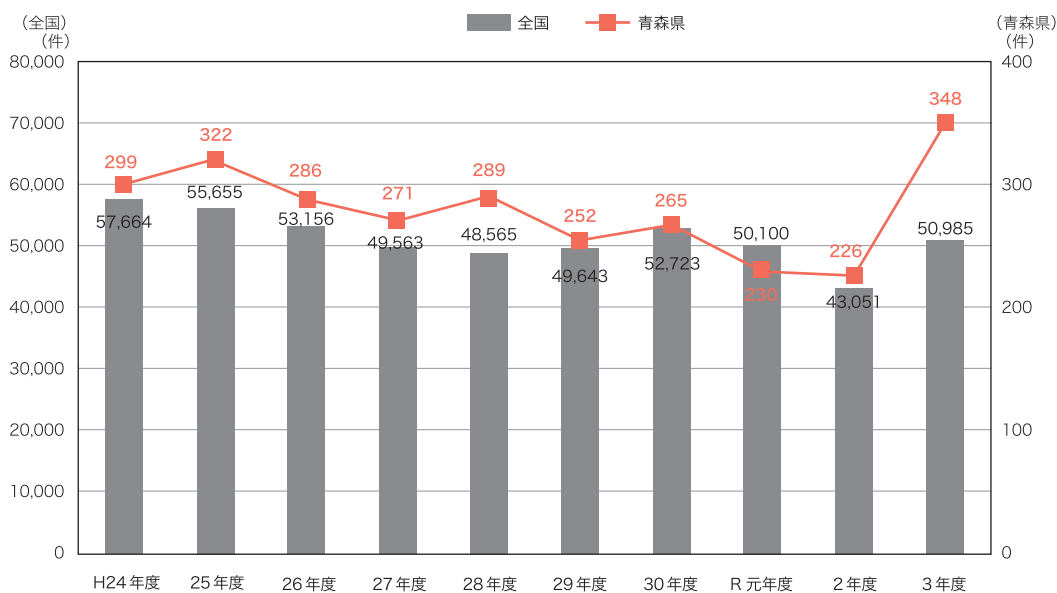
【小学校】



【中学校】



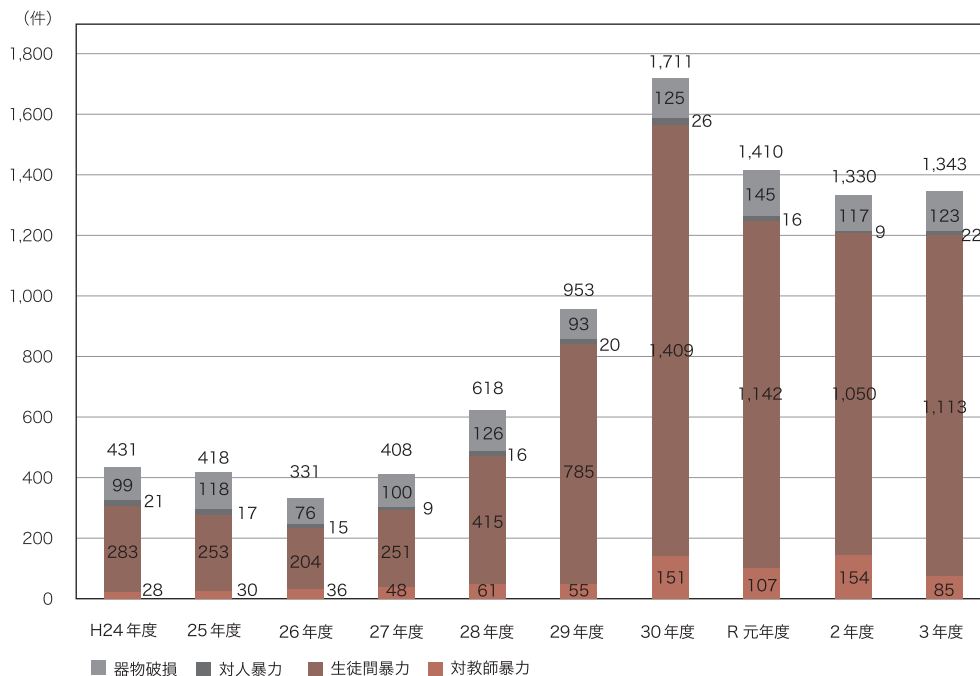
【高等学校】



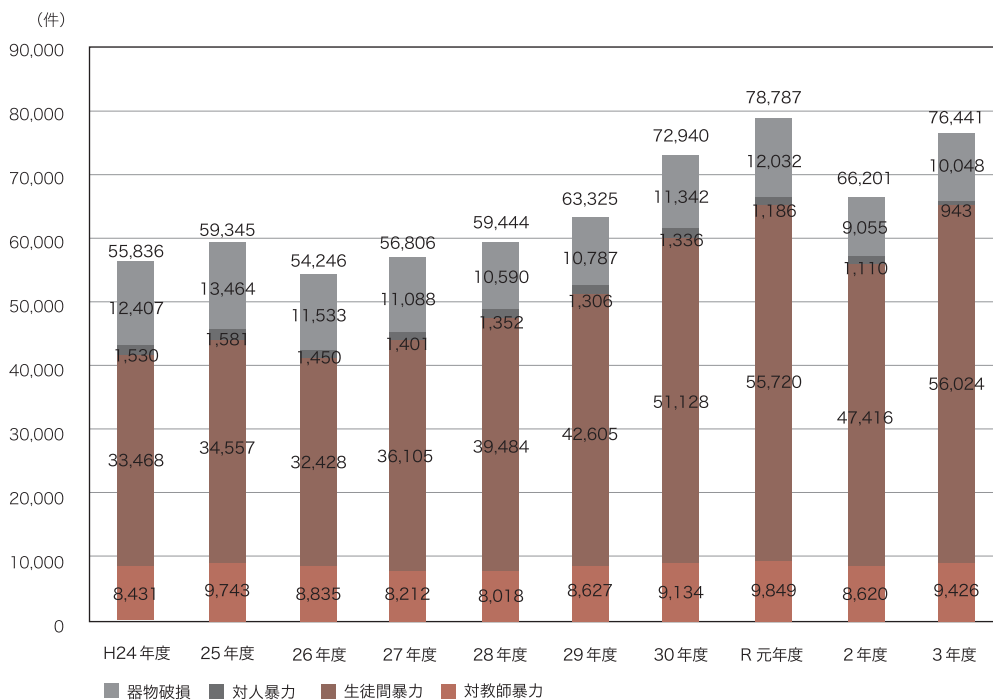
資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（令和3年度）

図 37 小・中・高等学校における暴力行為の発生状況（小・中・高等学校計）（青森県・全国）

【青森県】

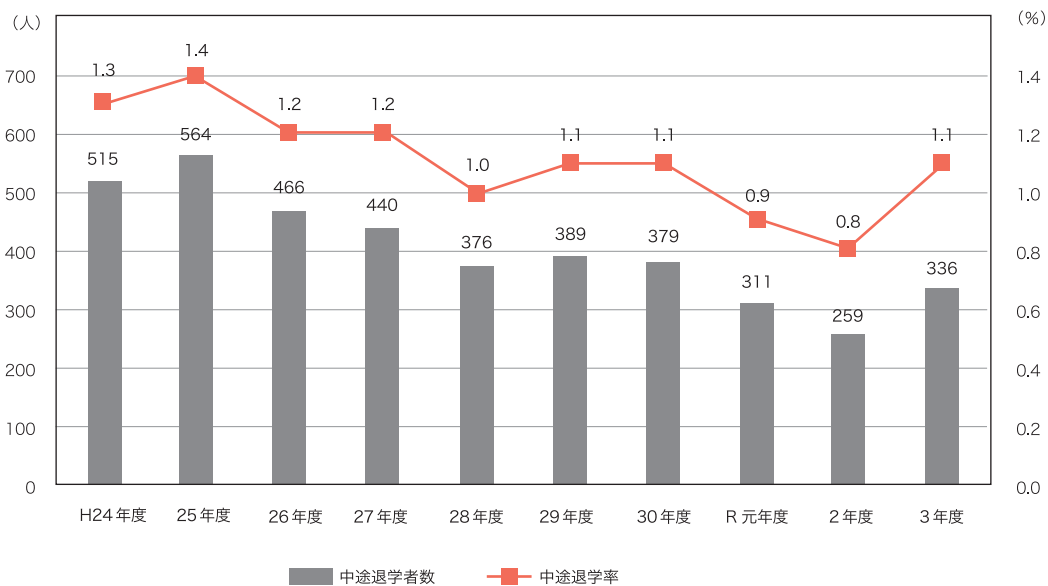


【全国】



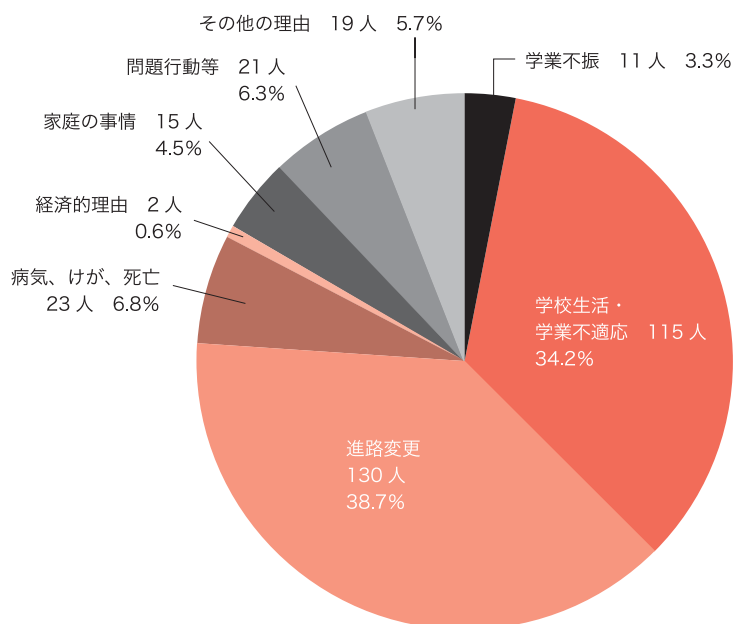
資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（令和3年度）

図38 高等学校における中途退学者及び中途退学率の状況（公私立）（青森県）



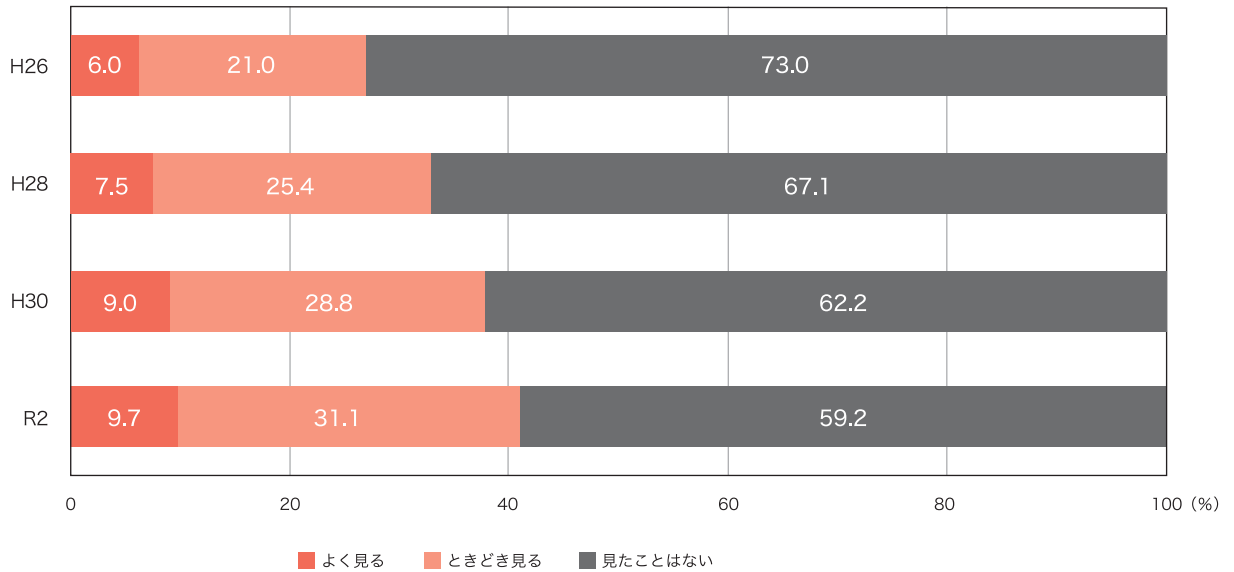
資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（令和3年度）

図39 高等学校中途退学の理由（公私立）（青森県）



資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（令和3年度）

図 40 悪口やいじめにつながる書き込みへの認知状況



資料：青森県青少年・男女共同参画課「青少年の意識に関する調査」（令和2年度）

（5）少年非行

青森県警察本部の調べによると、本県における刑法犯少年の検挙・補導人員は、平成15年をピークに減少傾向にあり、令和3年には110人となり、成人を含めた全刑法犯検挙・補導人員に占める少年の割合も8.3%まで減少しました。【図41】

また、特別法犯少年の検挙状況は、平成26年以降15～24人で増減を繰り返しましたが、令和3年は9人となり、不良行為少年の補導状況についても、令和3年には816人まで減少しました。【図42】【図43】

非行の裾野は狭まりつつあるものの、刑法犯少年の10人に1人が非行を繰り返し、検挙・補導されている状況にあります。

初発型非行（単純な動機から比較的容易に行われる罪種だが、他の重大な犯罪に移行する可能性があり、手当がなされないとより非行が深刻化する危険性があるもので、万引き・自転車盗・オートバイ盗及び占有離脱物横領の4つをいう。）は、令和3年においては48人まで減少しましたが、刑法犯少年の43.6%を占めています。【図44】

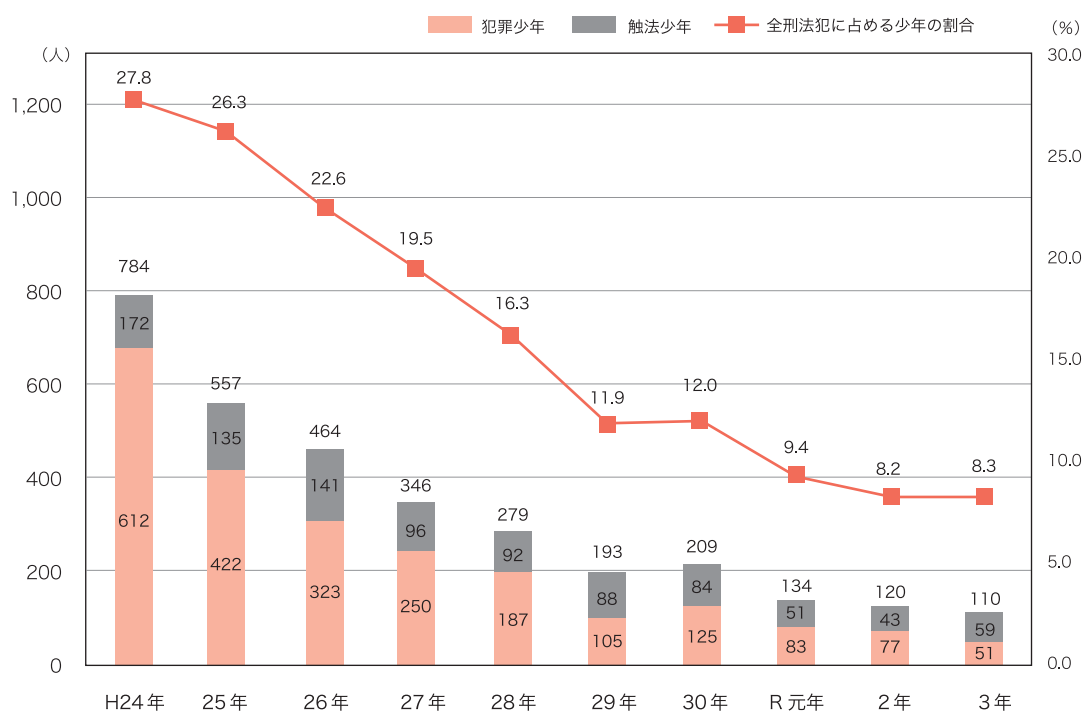
このように、本県の少年の非行は減少傾向にあるものの、次代を担う少年の健全育成を図るため、関係機関で連携し、問題を抱えた個々の少年に対し積極的に手を差し伸べ、少年の非行・犯罪防止対策及び立ち直り支援を推進していくことが重要です。

○ 特別法犯少年

覚醒剤取締法など刑法犯以外の刑罰法令に触れる行為をした犯罪少年及び触法少年をいう。

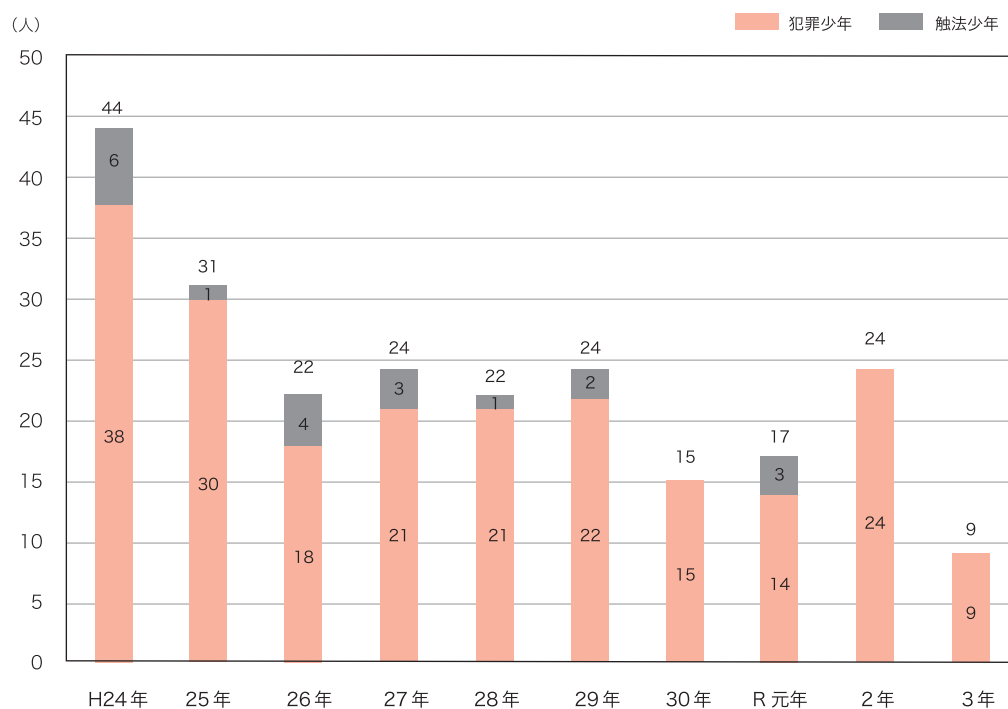
<青森県警察本部生活安全部生活安全企画課ほか「非行防止のために 令和4年（2022年）」より>

図 41 刑法犯少年の検挙・補導状況（青森県）



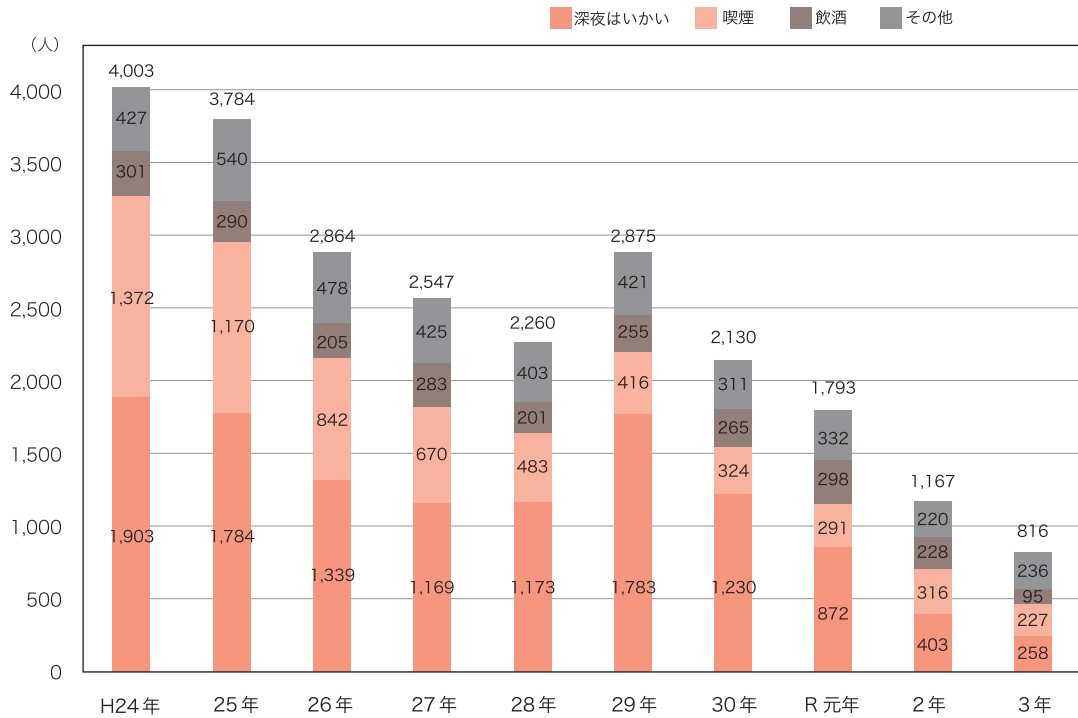
資料：青森県警察本部

図 42 特別法犯少年の検挙・補導状況（青森県）



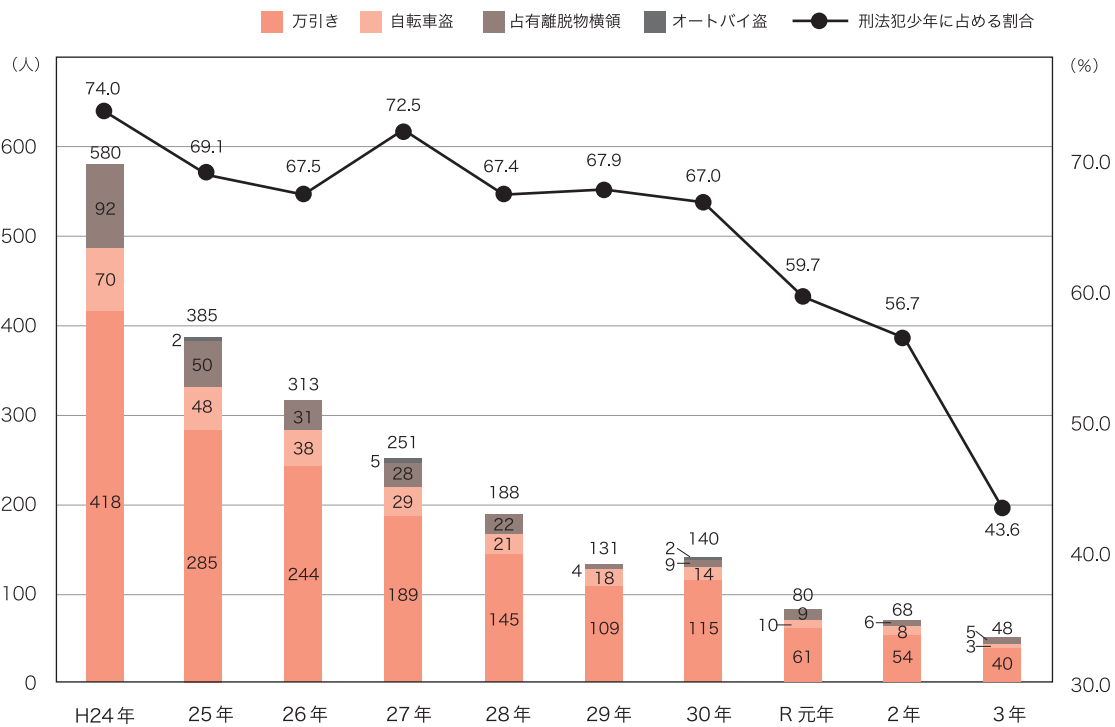
資料：青森県警察本部

図 43 不良行為少年の補導状況（青森県）



資料：青森県警察本部

図 44 初発型非行の検挙・補導状況（青森県）



資料：青森県警察本部

(6) 子どもの貧困

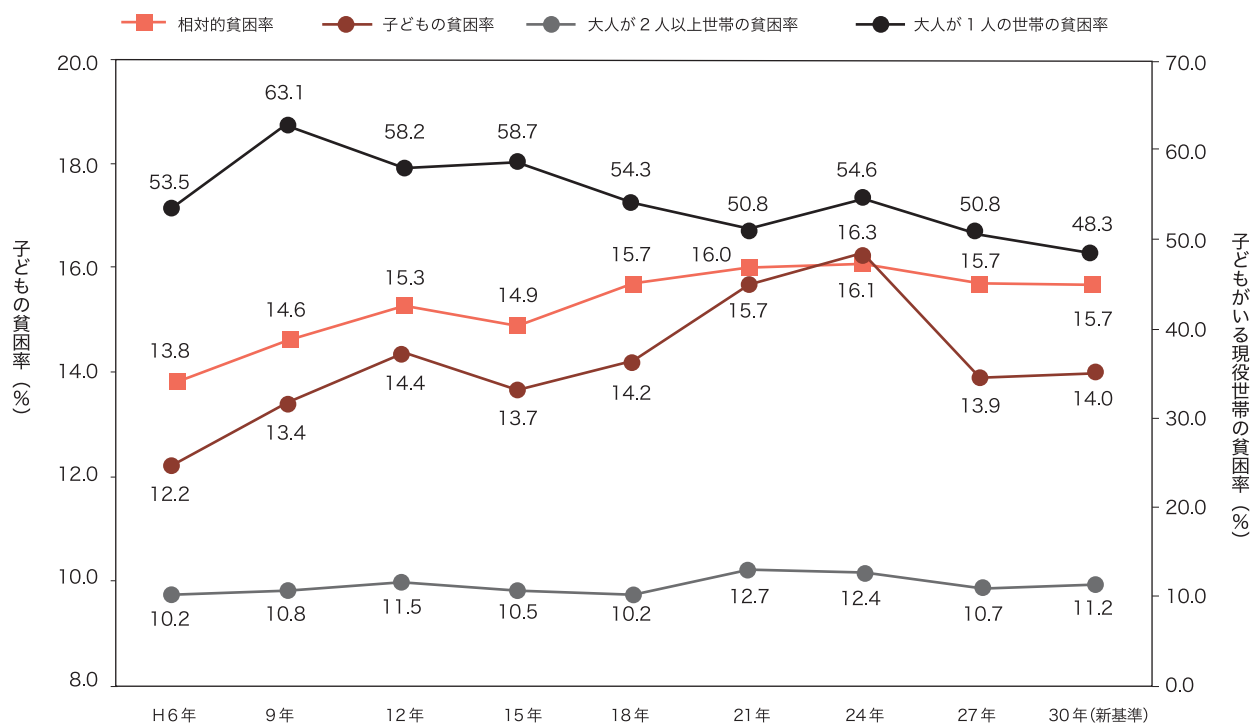
厚生労働省の「国民生活基礎調査」(令和元年)でとりまとめられた貧困率の状況によると、全国における平成30年の子どもの貧困率は14.0%となっており、平成27年の13.9%とほぼ変わらず、依然7人に1人の子どもが貧困の状態にあります。

中でも、「子どもがいる現役世帯」(世帯主が18歳以上65歳未満で子どもがいる世帯)のうち、大人が1人の世帯の貧困率は48.3%となっており、大人が2人以上の世帯の貧困率11.2%を大きく上回っています。【図45】

また、厚生労働省の「国民生活基礎調査」(令和3年)でとりまとめられた生活意識の状況によると、「生活が苦しい」とした世帯は、全世帯の53.1%に対し、母子世帯は76.3%となっており、子どもたちの厳しい状況は続いています。【図46】

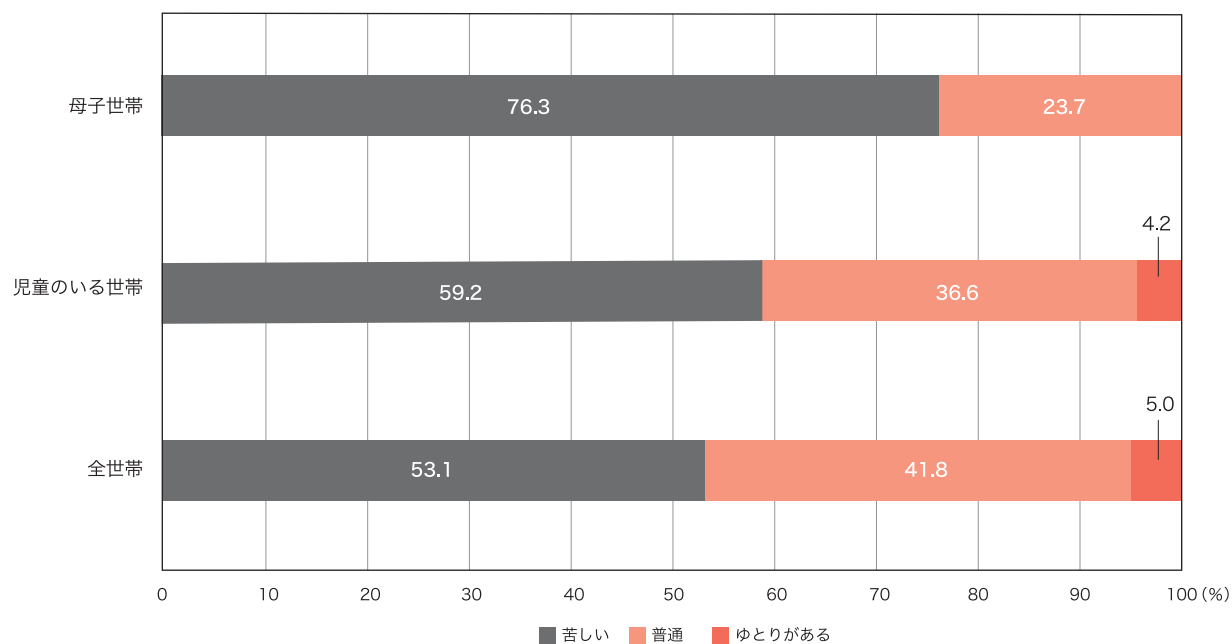
ひとり親家庭をはじめとする困難な環境の中にあっても、すべての子どもたちが、貧困の連鎖によって将来が閉ざされることなく、夢と希望を持って成長できるよう、子どもの教育に対する支援や、親・保護者の就労支援などの施策を総合的に推進していくことは、社会の持続的発展にとっても極めて重要です。

図45 子どもの貧困率(全国)



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」(令和元年)

図 46 生活意識の状況（全国）



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」（令和3年）

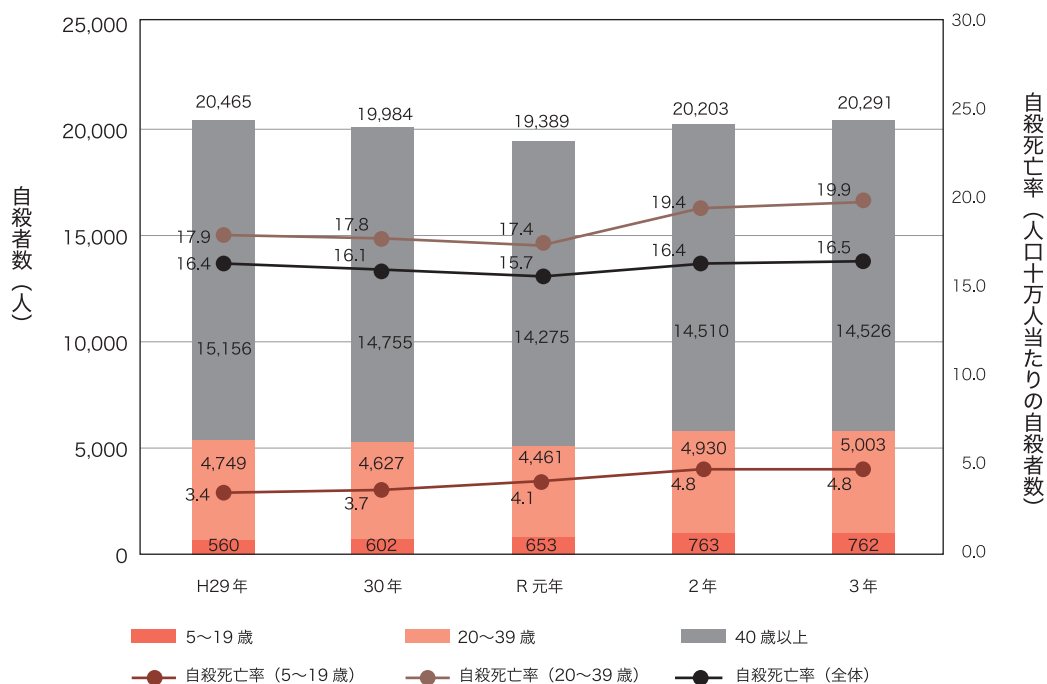
（7）子ども・若者の自殺

厚生労働省の「人口動態統計」によると、全国の自殺者数は、平成29年の20,465人から令和3年には20,291人となり、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）は16.4から16.5に微増しています。【図47】

一方、県内の自殺者数は、平成29年の265人から、令和3年には284人となり、自殺死亡率は20.8から23.4に増加しています。【図48】

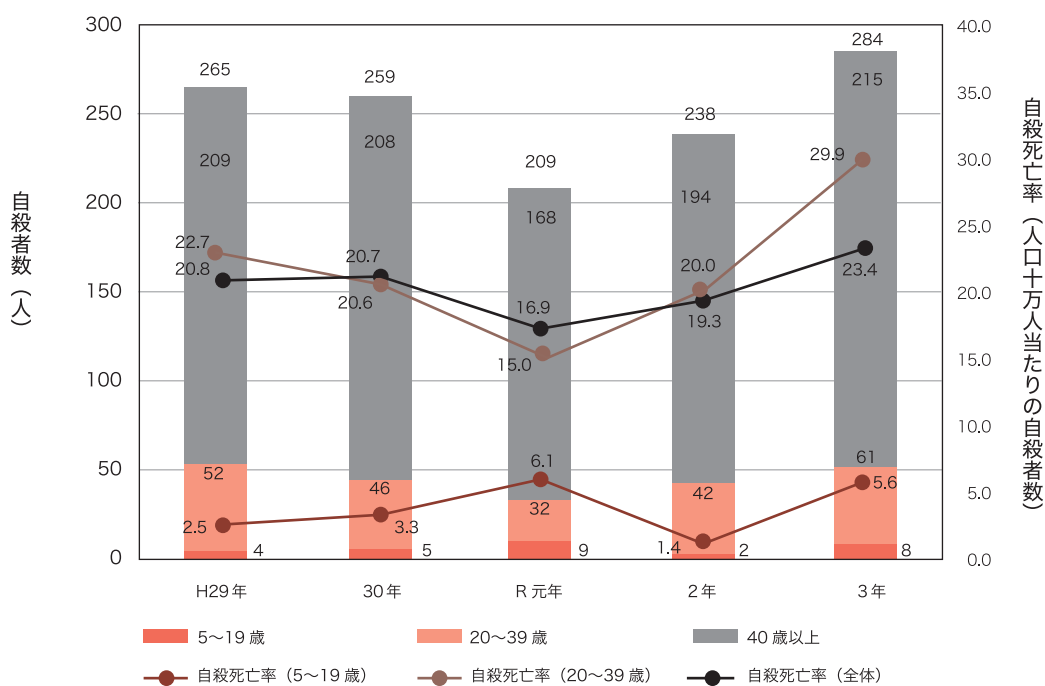
県内の子ども・若者の自殺者数・自殺死亡率は、5～19歳で平成29年以降増減を繰り返し、20～39歳で、平成29年からの減少傾向が令和元年以降増加に転じており、コロナ禍の影響も懸念されることから、自殺につながりそうな様々な悩みを抱える児童生徒の早期把握・見守り、子ども・若者の悩みに応じた相談支援体制の充実など、自殺対策を更に推進する必要があります。

図 47 年代別自殺者数・自殺死亡率の推移（全国）



出典：厚生労働省「令和3年人口動態統計（確定数）」を基に青森県にて算出。

図 48 年代別自殺者数・自殺死亡率の推移（青森県）



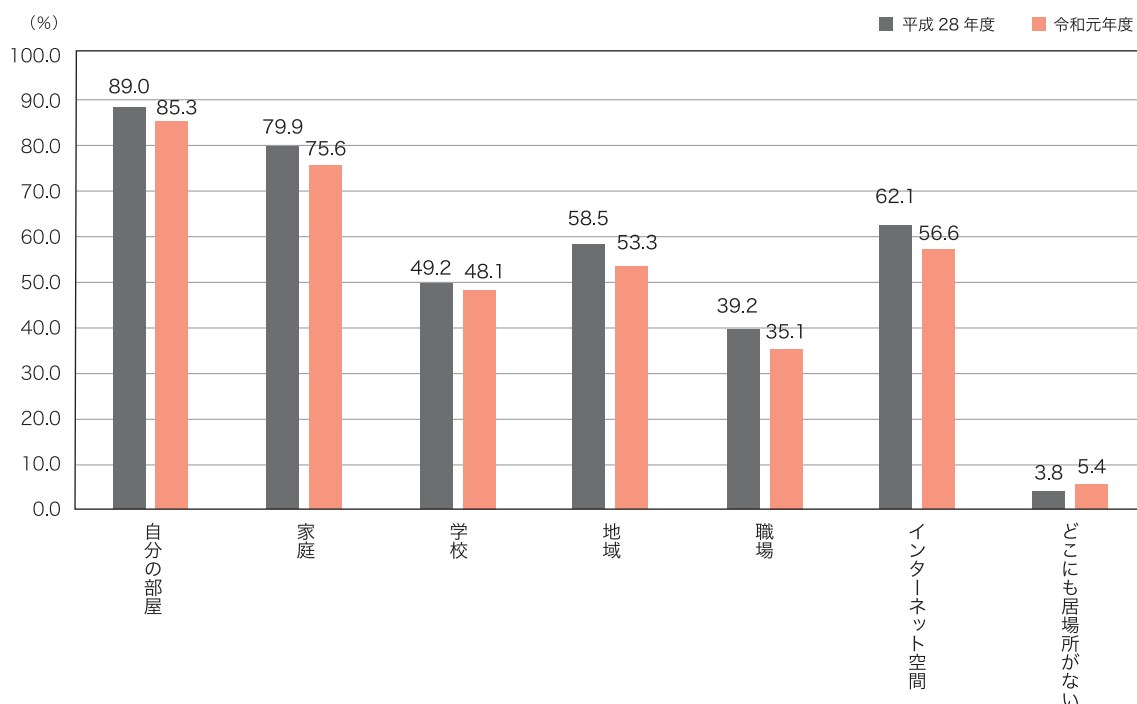
出典：厚生労働省「令和3年人口動態統計（確定数）」及び
総務省「人口推計（令和3年10月1日現在）」を基に青森県にて算出。

(8) 子ども・若者の居場所

内閣府が13歳から29歳までを対象に実施した「子供・若者の意識に関する調査」(令和元年度)によると、ほっとできる場所、居心地の良い場所については、「自分の部屋」は85.3%、「家庭」は75.6%となっている一方で、「どこにも居場所がない」は、平成28年度の3.8%から令和元年度には5.4%と増加しています。【図49】

また、内閣府の「子供・若者白書」(令和4年度版)の「子供・若者インデックスボード」によると、居場所の数が少ない人ほど、困難な状況が改善した経験が少なく、支援希望や支援機関の認知度等も低い傾向があることから、子ども・若者にとって、ほっとできる場所、居心地の良い場所としての居場所づくりを推進する必要があります。

図49 今のあなたにとって、居場所（ほっとできる場所、居心地の良い場所）になっていますか



資料：内閣府「子供・若者の意識に関する調査」(令和元年度)

(9) 困難を有する子ども・若者に関する相談窓口

県内には、ニート、いじめ、不登校、障害、ひきこもり、非行、貧困など、子ども・若者が抱える困難の状況に応じて、行政機関やNPO法人等民間団体に、様々な相談窓口が設けられています。

しかし、コロナ禍をきっかけとした急速な情報化の進展の影響等もあり、子ども・若者やその家族が抱える問題は多様化・深刻化していることなどから、関係機関の緊密な連携によるきめ細かな対応が重要となっています。

3 家庭・地域と子ども・若者

(1) 家庭における教育力

家庭は、子どもにとって安らぎの場であり、食事やあいさつなどの基本的な生活習慣とともに、命の大切さや他者への思いやりなどの基本的倫理観、自立心や自制心などを身につける上で重要な役割を担っています。

しかし、家庭をめぐる社会環境の変化やゲーム・スマートフォン等インターネットにつながる機器の使用の長時間化などにより、家庭内でのコミュニケーション不足が懸念されています。社会の夜型化に伴い家庭生活も夜型になり、睡眠時間の減少や朝食の欠食など、子どもの基本的な生活習慣の乱れにつながり、体調や自己肯定感等に影響を及ぼす可能性があります。【図50】【図51】

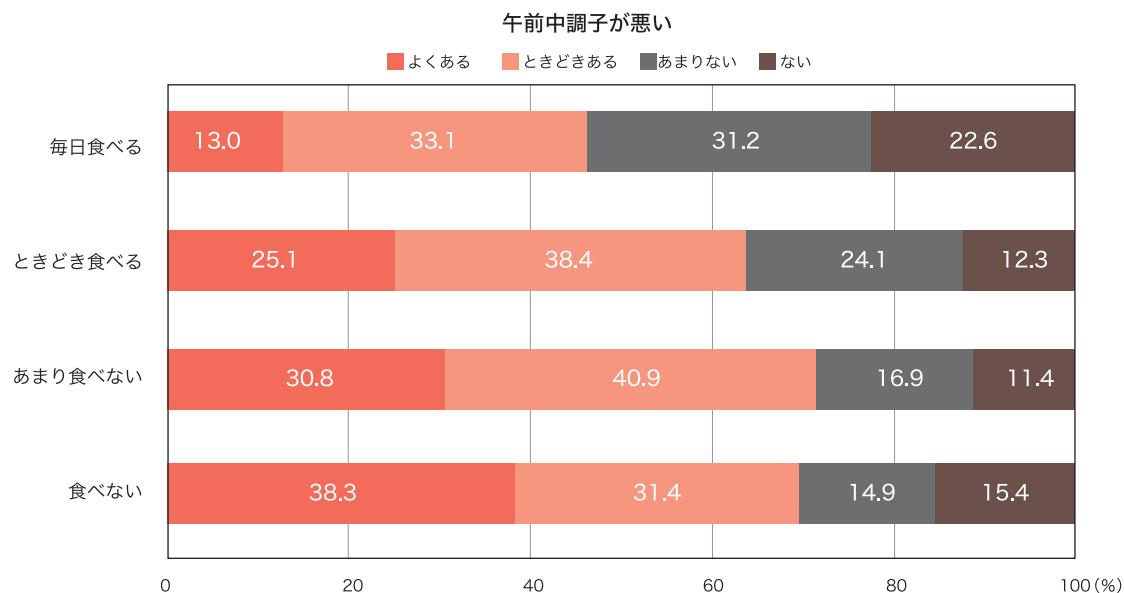
こうした状況の中、厚生労働省の「全国ひとり親世帯等調査」(令和3年度)によると、ひとり親世帯の子どもについての悩みは、母子世帯、父子世帯ともに「教育・進学」が最も多く、次いで「しつけ」となっています。【図52】

また、令和3年度に、青森県総合社会教育センターや青森県子ども家庭支援センター等の相談機関には、しつけや子どもとの接し方など家庭教育に関する悩みや不安などの相談が87件寄せられています。【図53】

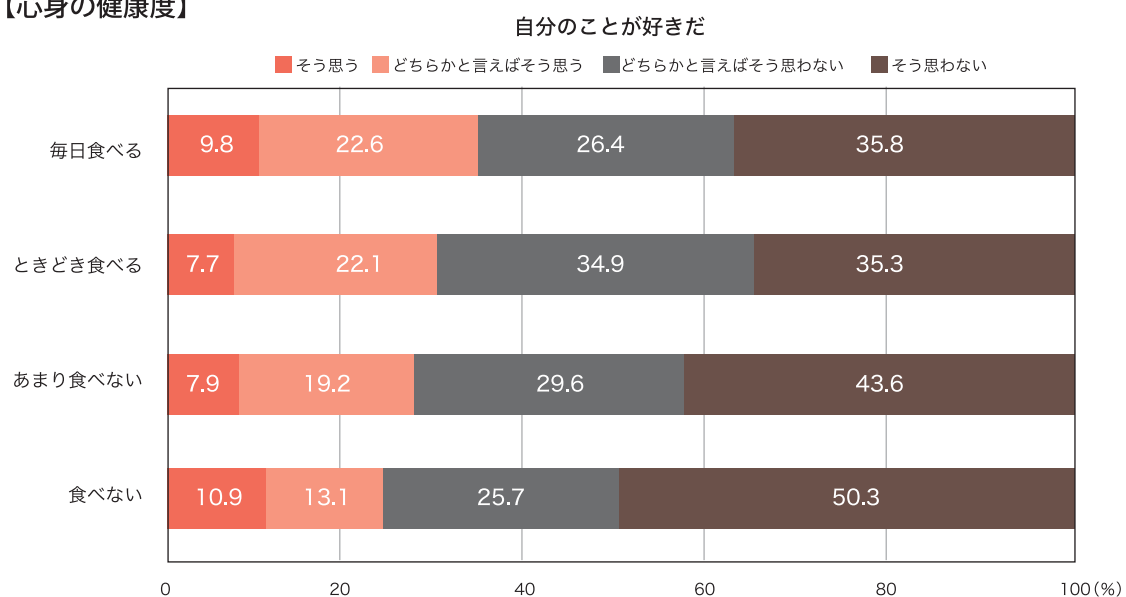
これらのことから、家庭における教育力の向上を図るための支援を推進していく必要があります。

図 50 朝食摂取と午前中の体調・心身の健康度の関係（中学生）（全国）

【午前中の体調】



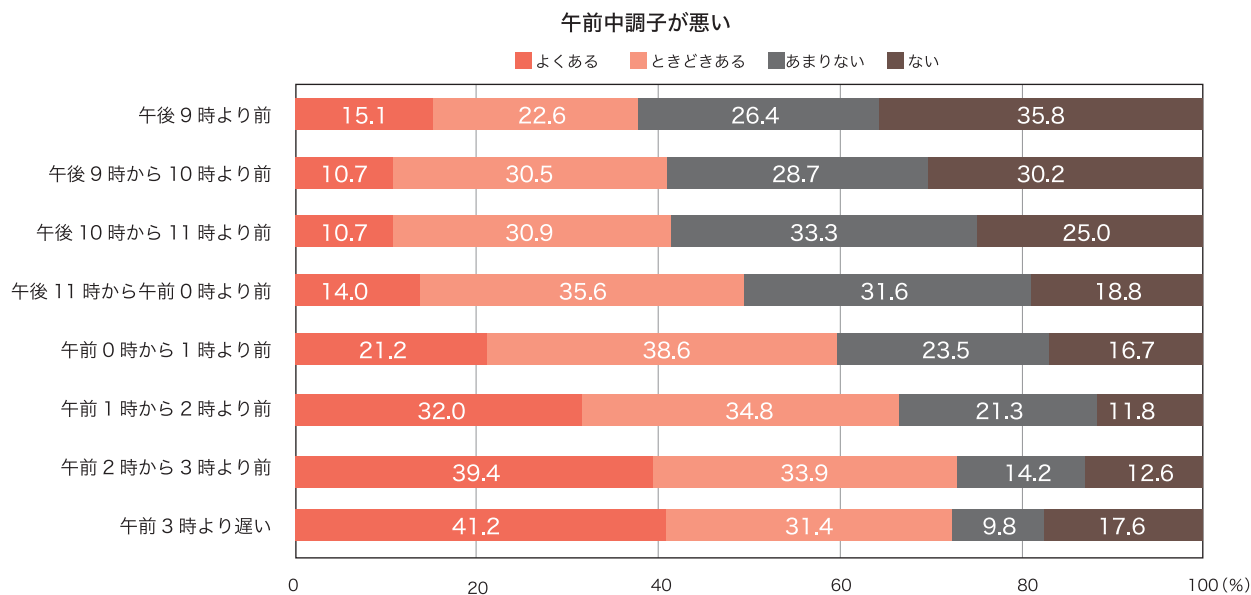
【心身の健康度】



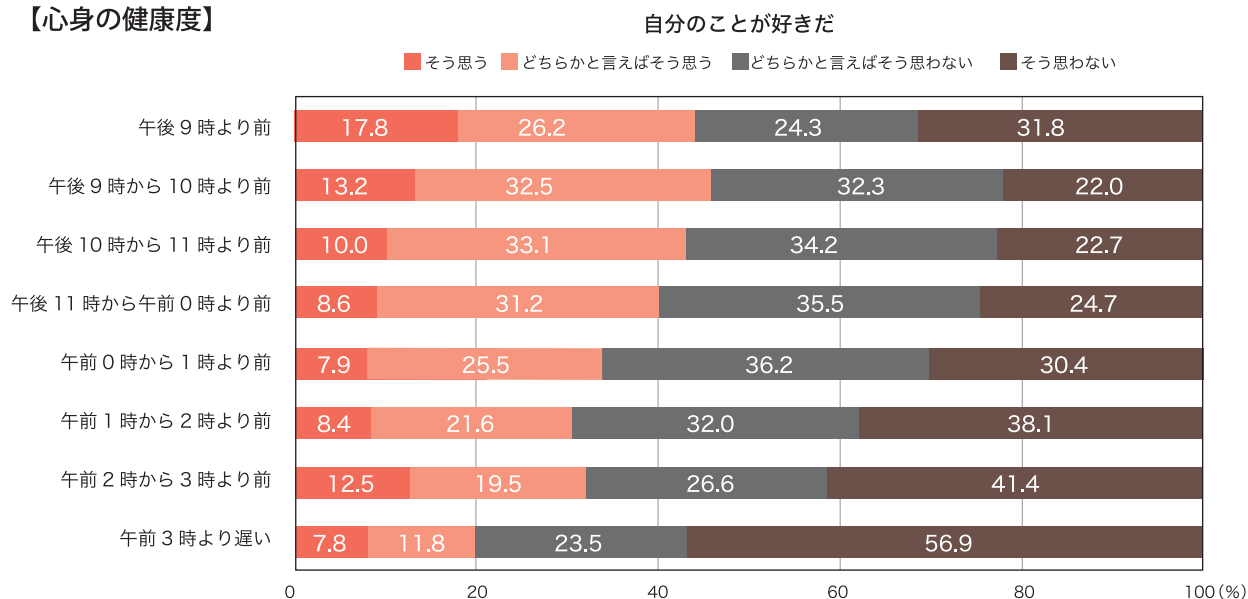
資料：文部科学省「睡眠を中心とした生活習慣と子供の自立等との関係性に関する調査」（平成 26 年度）

図 51 就寝時刻と午前中の体調・心身の健康度の関係（中学生）（全国）

【午前中の体調】



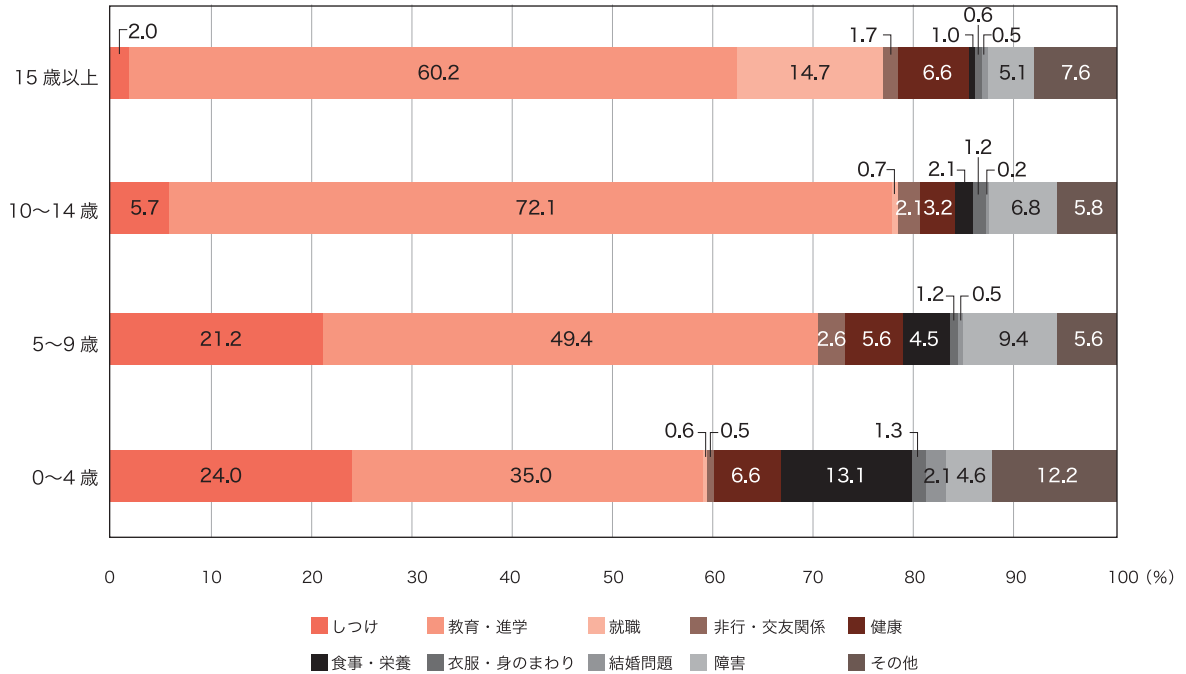
【心身の健康度】



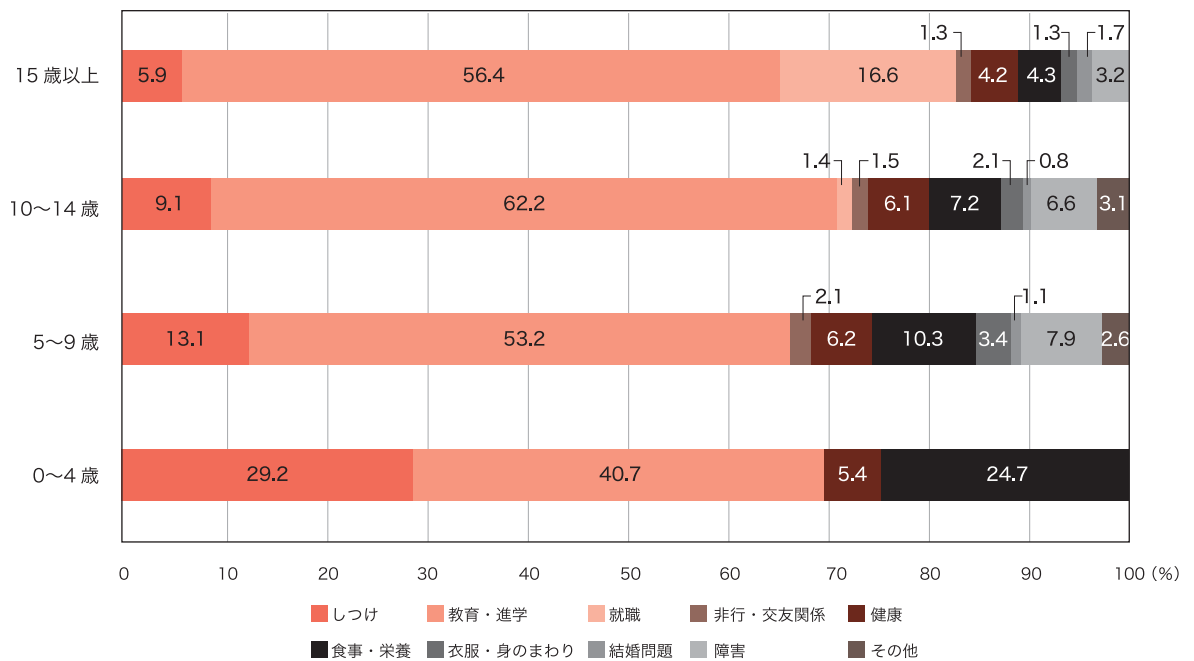
資料：文部科学省「睡眠を中心とした生活習慣と子供の自立等との関係性に関する調査」（平成26年度）

図 52 ひとり親世帯の子どもについての悩み（最もあてはまるもの）（全国）

【母子世帯の母】

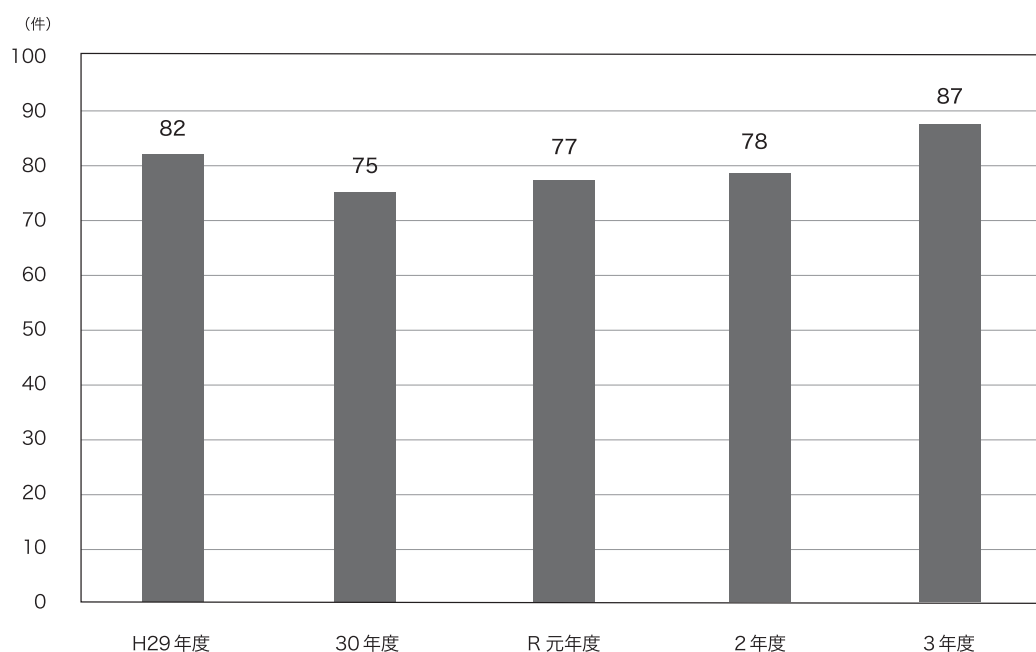


【父子世帯の父】



資料：厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」（令和3年度）

図 53 県内相談機関への家庭教育に関する相談件数の推移（青森県）



資料：児童相談所、子ども家庭支援センター、総合社会教育センターにおける相談件数（青森県調べ）（令和3年度）

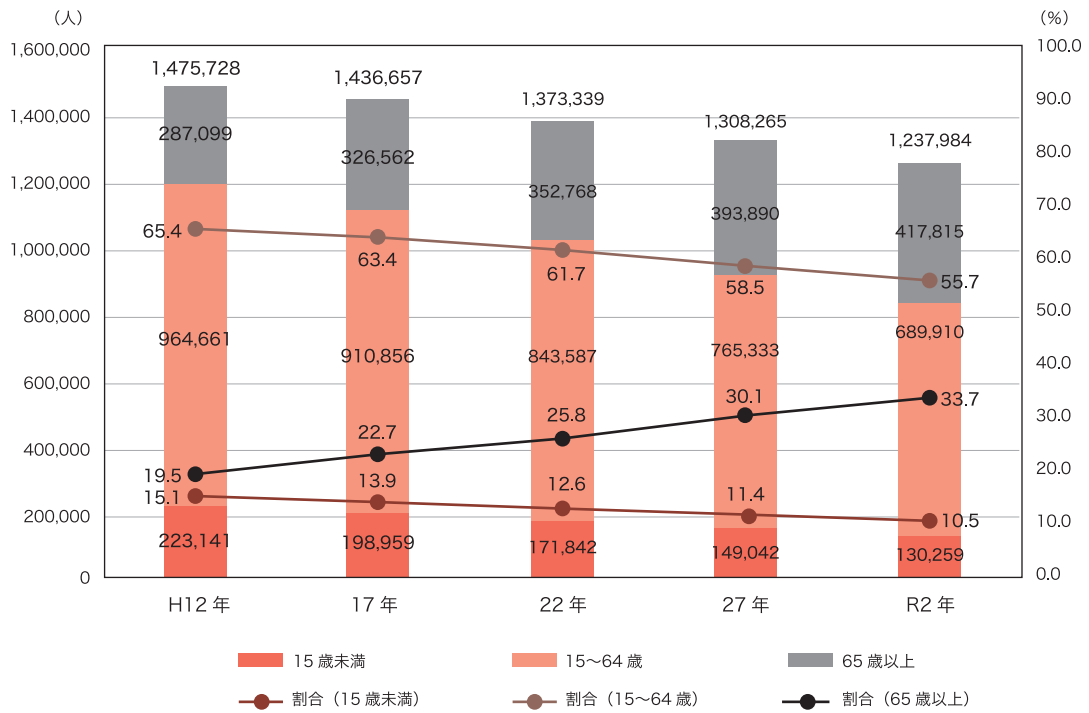
（2）地域における教育力

子どもたちが様々な社会体験活動を通じて、基本的なルールや善悪を判断する力を身につけるとともに、社会づくりに主体的に参加する意欲・態度を育む場として、地域は重要な役割を担っています。

しかし、都市化や少子化の進行、近所付き合いをする人の減少や若年層の町内会・自治会等への加入・参加の敬遠といった人間関係の希薄化、地域活動の担い手の高齢化・固定化などを背景に、子どもたちの異世代との交流や地域行事への参加などが減るとともに、子ども同士の関わりも少なくなっています。【図 54】【図 55】

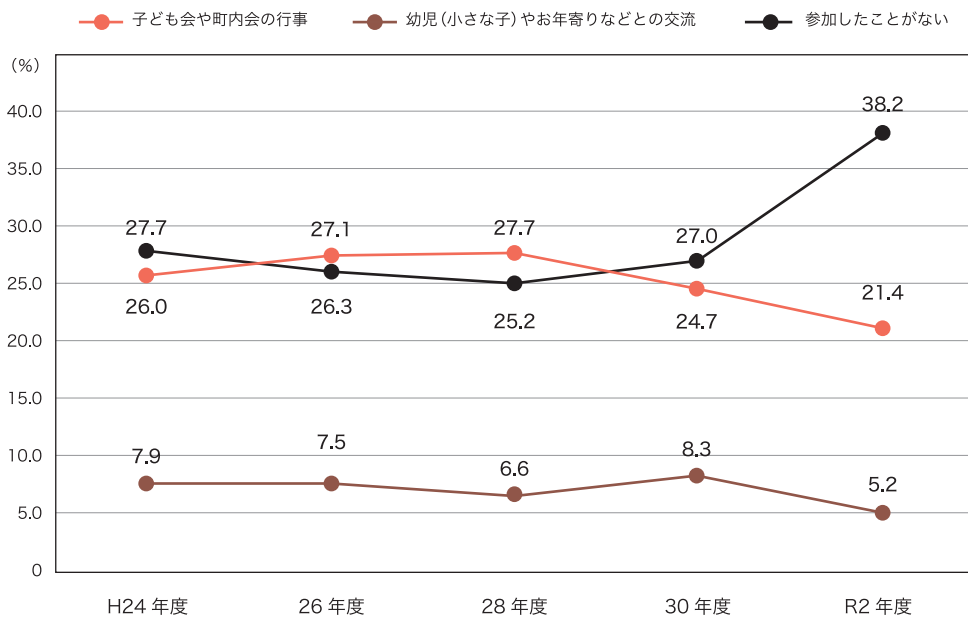
これらのことから、大人への意識啓発をはじめとした、地域における教育力の向上を図る取組を推進していく必要があります。また、人間関係の希薄化や高齢化などにより、地域社会においても、家庭や学校を一方的に支え続けることは困難となっていることから、地域社会と家庭、学校等が互いの実情を理解し、支え合う、持続可能な連携・協働関係（パートナーシップ）の確立が求められています。

図 54 年齢別人口の推移（青森県）



資料：総務省「国勢調査」（令和2年）

図 55 最近1年間で地域の活動に参加したことがありますか（青森県）



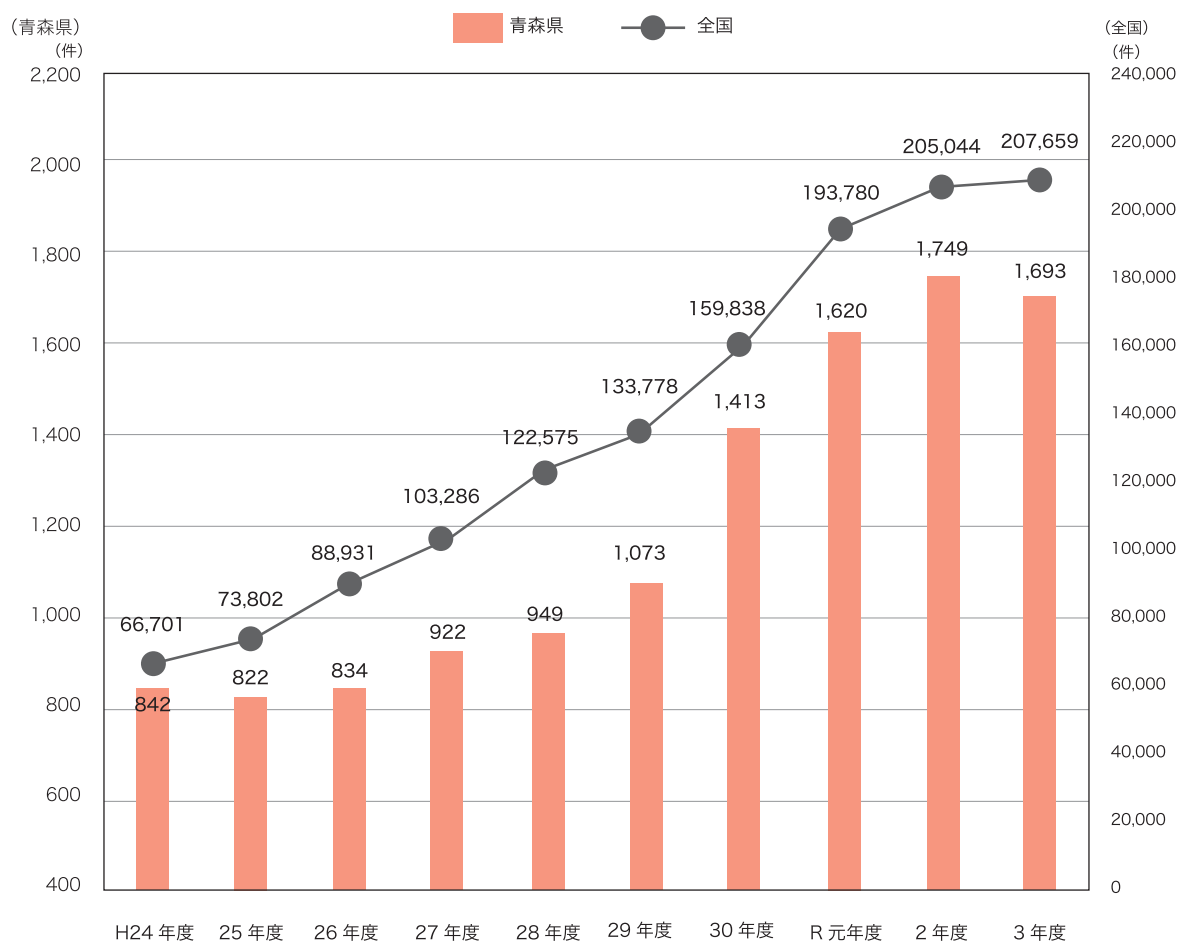
資料：青森県青少年・男女共同参画課「青少年の意識に関する調査」（令和2年）

(3) 地域における安全・安心

厚生労働省の「児童相談所での児童虐待相談対応件数」(令和3年度)によると、全国の相談対応件数は年々増加しており、青森県こどもみらい課調べによると、本県の相談対応件数は、令和3年度は減少したものの、平成25年度から増加傾向にあることから、子ども虐待防止対策の徹底と虐待を受けた子どもに対するケア、社会的養護の推進等が求められています。【図56】【図57】

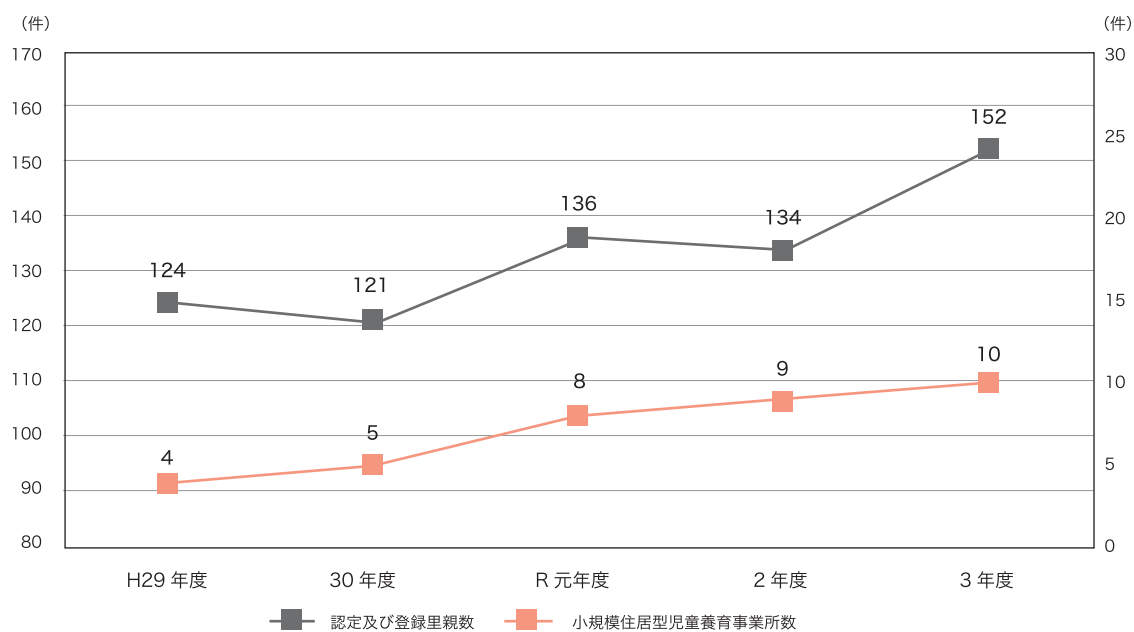
また、青森県警察本部の調べによると、警察が認知した子どもを対象とした声かけ事案の件数は、平成30年の391件から、令和2年には292件まで減少したものの、令和3年には増加に転じ334件となっており、引き続き地域全体で子どもたちを見守る環境づくりが必要となっています。【図58】

図56 児童相談所における子ども虐待相談対応件数の推移(青森県・全国)



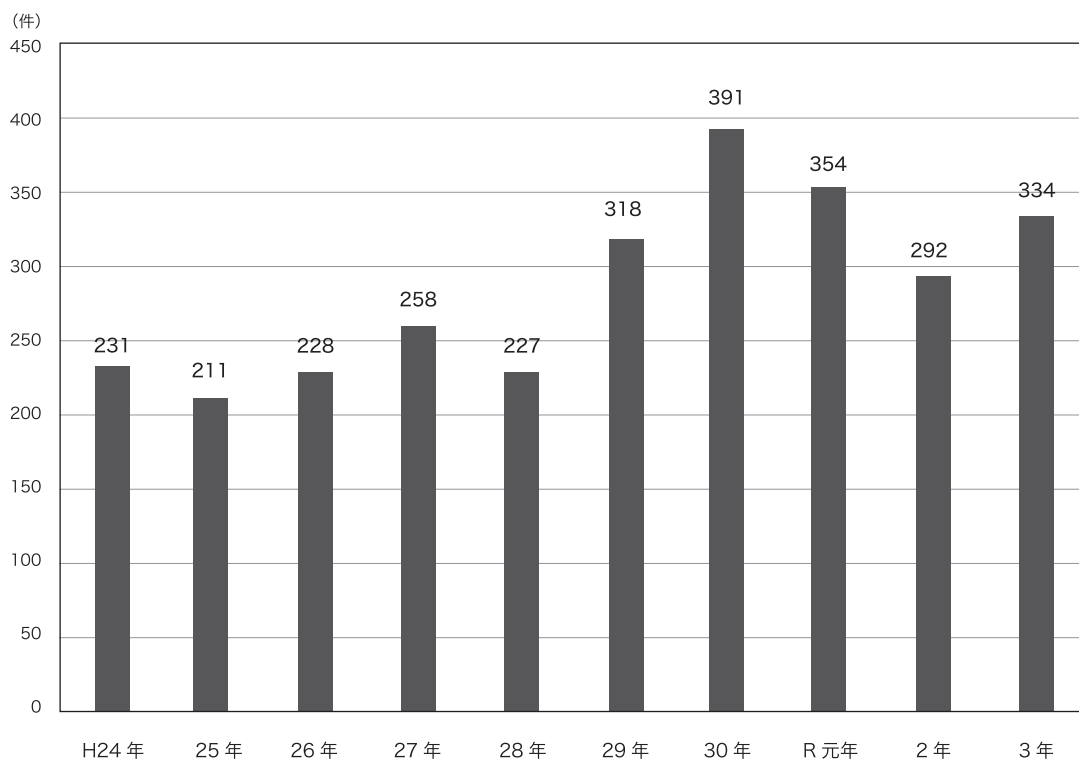
資料：厚生労働省「児童相談所での児童虐待相談対応件数」(令和3年度)、青森県こどもみらい課調べ(令和3年度)

図 57 認定及び登録里親数・小規模住居型児童養育事業所数の推移（青森県）



資料：青森県こどもみらい課調べ（令和3年度）

図 58 子どもを対象とした声かけ事案発生件数（青森県）



資料：青森県警察本部